

福岡医療短期大学の現状と課題 2022-2023 年度

2024年12月

福岡医療短期大学

はじめに

福岡医療短期大学

学長 田口 智章

福岡医療短期大学は歯科衛生士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成し、医療・保健・福祉に寄与することを理念とし、常に教育改善を行うことによって、社会に有用な専門職業人の育成を行っている。

現代日本は世界のどの国も経験していない少子高齢社会に入っており、この間、短期大学数は年々減少しており、入学者数もピーク時から比べると1/4近くまで減少し、短期大学が18歳人口の減少による影響を最も大きく受けていることが、文部科学省の統計資料にも示されている。本学においても入学定員の確保は大学存続の根幹に関わる課題として様々な改善努力を講じている。特に、教育の改善は学生が意欲を持って学び、教員が意欲を持って働き、もって地域社会から信頼される魅力ある大学となるために必須のものである。

地域社会から活力をもらい、地域社会とともに発展することを役割とする本学にとって、地域の力をどのように教育に反映できるかは、今後の本学の発展を左右するキーマンである。本学が置かれている現状を正確に捉え、個別課題を明確にすることは問題解決に必然のプロセスであり、本冊子は問題解決を進める上で貴重な資料であることは言うまでもない。今後、抽出した課題を着実に解決し、大学としての信頼を高めていくことが、地域の信頼をより強固にし、本学の教育の質変換をもたらすものと考えている。

自己点検・評価委員会で取りまとめられた今回の報告書は、令和3年度の認証評価受審時の評価内容に基づき改善した点を記載するとともに現状把握・課題抽出を行った。本報告書は、自己点検・評価委員会委員を中心とした作業部会を設置し、全教職員が一丸となって作成に取り組み、短大の改善に対する意識を高めることにも寄与している。現状把握・課題抽出による改善策の検討と実施はPDCAを回す最も大きな駆動力となるものである。今後もPDCAによる教育改善を常に行う体制を持続し、社会から更に信頼される大学となるよう歩んでいきたい。

最後に、本冊子作成作業の中心となって時間を割いて努力された自己点検・評価委員会委員各位並びにそれぞれの基準について自己点検・評価委員会委員とともに積極的に作成に参加した教職員の皆様に厚く感謝するとともに、学内外の関係者の皆様のご助言・ご批判をいただき、この冊子が今後の本学発展の大きな礎となることを願っている。

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	17
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	29
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	29
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	39
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	51
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	51
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	57
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	61
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	64
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	75
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	75
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	77
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	80

自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人福岡学園は、昭和 47 年 7 月 27 日に学校法人福岡歯科学園の寄附行為が認可され、昭和 48 年 2 月福岡歯科大学附属病院が、同年 4 月 1 日に福岡歯科大学が開設された事に始まり、その沿革は下記の通りである。

<学校法人の沿革>

昭和 47 年 7 月	学校法人福岡歯科学園寄附行為認可、福岡歯科大学設置認可
昭和 48 年 2 月	福岡歯科大学附属病院開設
昭和 48 年 4 月	福岡歯科大学開学
昭和 55 年 11 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校設置認可
昭和 56 年 4 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
昭和 60 年 3 月	福岡歯科大学大学院設置認可
昭和 60 年 4 月	福岡歯科大学大学院開学
平成 8 年 10 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校の福岡医療福祉専門学校への校名変更及び同校の社会福祉専門課程設置認可
平成 8 年 12 月	福岡医療短期大学設置認可
平成 9 年 3 月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程募集停止
平成 9 年 4 月	福岡医療短期大学開学、福岡医療福祉専門学校開校
平成 11 年 2 月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程廃止認可
平成 11 年 4 月	福岡医療短期大学専攻科歯科衛生学専攻開設
平成 11 年 12 月	福岡医療短期大学保健福祉学科設置認可
平成 12 年 1 月	福岡医療福祉専門学校社会福祉専門課程募集停止
平成 12 年 4 月	福岡医療短期大学保健福祉学科開設
平成 14 年 1 月	福岡医療福祉専門学校廃止認可
平成 14 年 8 月	介護老人保健施設（サンシャイン シティ）開設
平成 15 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科 3 年制教育課程へ移行
平成 16 年 7 月	人事考課制度導入
平成 17 年 1 月	病院名を福岡歯科大学医科歯科総合病院に改称
平成 17 年 4 月	教員の任期制導入
平成 20 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構により学士（口腔保健学）の専攻科として認定
平成 23 年 6 月	学校法人名を福岡学園に変更認可
平成 23 年 11 月	福岡歯科大学口腔医療センター開設認可
平成 23 年 12 月	福岡歯科大学口腔医療センター開設
平成 25 年 4 月	福岡歯科大学歯学部歯学科を口腔歯学部口腔歯学科に名称変更

平成 27 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構により特例適用専攻科に認定
平成 28 年 8 月	福岡看護大学設置認可
平成 29 年 4 月	福岡看護大学開学
平成 29 年 8 月	ぺんぎん保育園開園
平成 31 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科令和 2 年度から学生募集停止決定
令和 2 年 4 月	福岡歯科大学口腔歯学部口腔歯学科入学定員を 120 人から 96 人へ変更
令和 2 年 9 月	福岡歯科大学医科歯科総合病院新病院が開院
令和 2 年 10 月	福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程設置認可
令和 3 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科廃止
令和 3 年 4 月	福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程開学

<短期大学の沿革>

昭和 56 年 4 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
平成 9 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科開学（上記歯科衛生専門学校が短期大学へ改組転換） 福岡医療福祉専門学校開校
平成 11 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科専攻科歯科衛生学専攻開設
平成 12 年 4 月	福岡医療短期大学保健福祉学科開設（上記医療福祉専門学校を改組転換）
平成 15 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科 3 年制へ移行
平成 16 年 7 月	人事考課制度導入
平成 17 年 4 月	教員の任期制導入
平成 20 年 3 月	一般財団法人短期大学基準協会により適格認定
平成 20 年 4 月	大学評価・学位授与機構の認可を得て学士（口腔保健学）の専攻科として認定
平成 23 年 6 月	学校法人名を福岡学園に変更認可
平成 27 年 3 月	一般財団法人短期大学基準協会により適格認定
平成 27 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構により特例適用専攻科に認定
平成 31 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科令和 2 年度から学生募集停止を決定
令和 3 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科廃止
令和 4 年 3 月	一般財団法人大学・短期大学基準協会により適格認定
令和 5 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科男女共学化
令和 6 年 1 月	福岡医療短期大学歯科衛生士研修支援センター設置

(2) 学校法人の概要

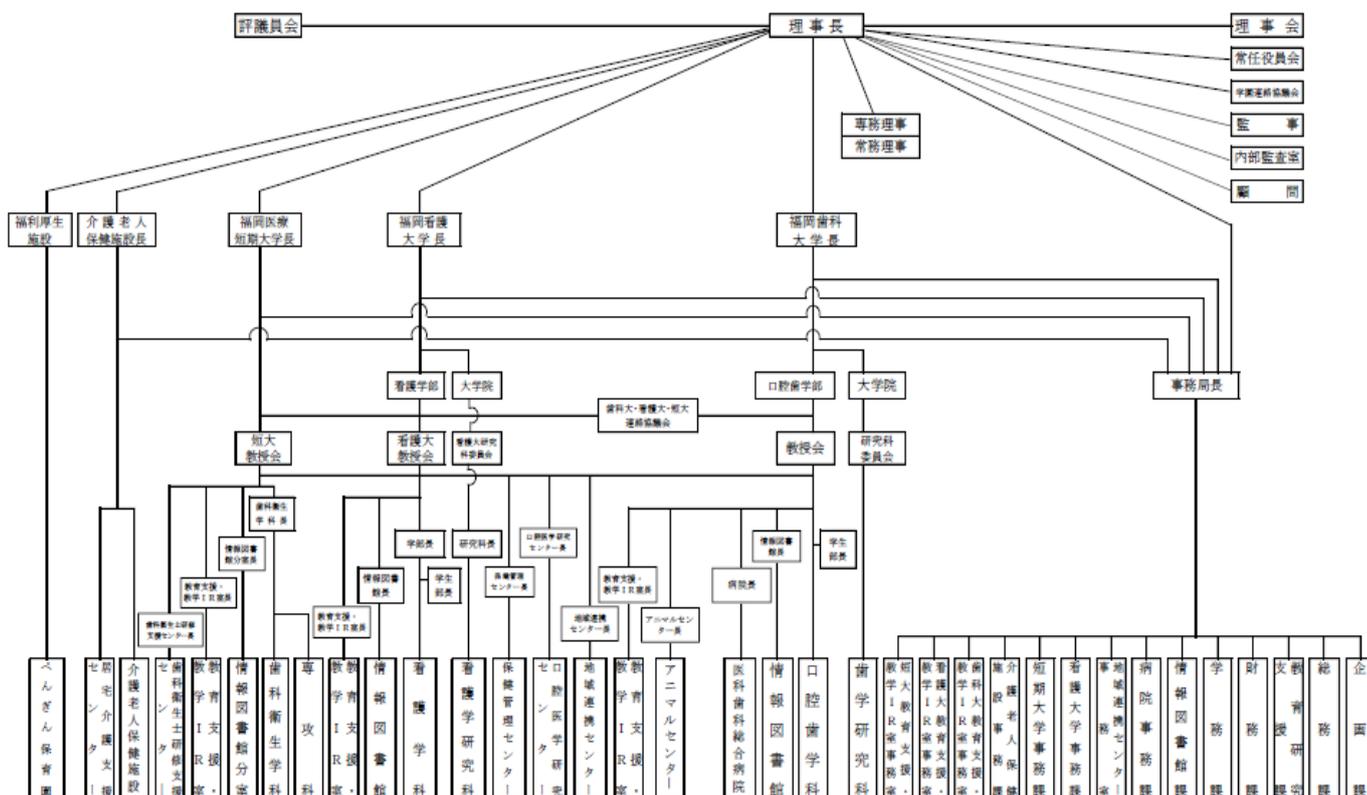
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和5（2023）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
福岡歯科大学	福岡市早良区田村 2丁目15-1	96*1	624	520
福岡歯科大学大学院		18	72	37
福岡看護大学		100	400	410
福岡看護大学大学院*2		5	20	12
福岡医療短期大学		80	240	183
福岡医療短期大学 歯科衛生学科専攻科 口腔保健衛生学		20	20	25

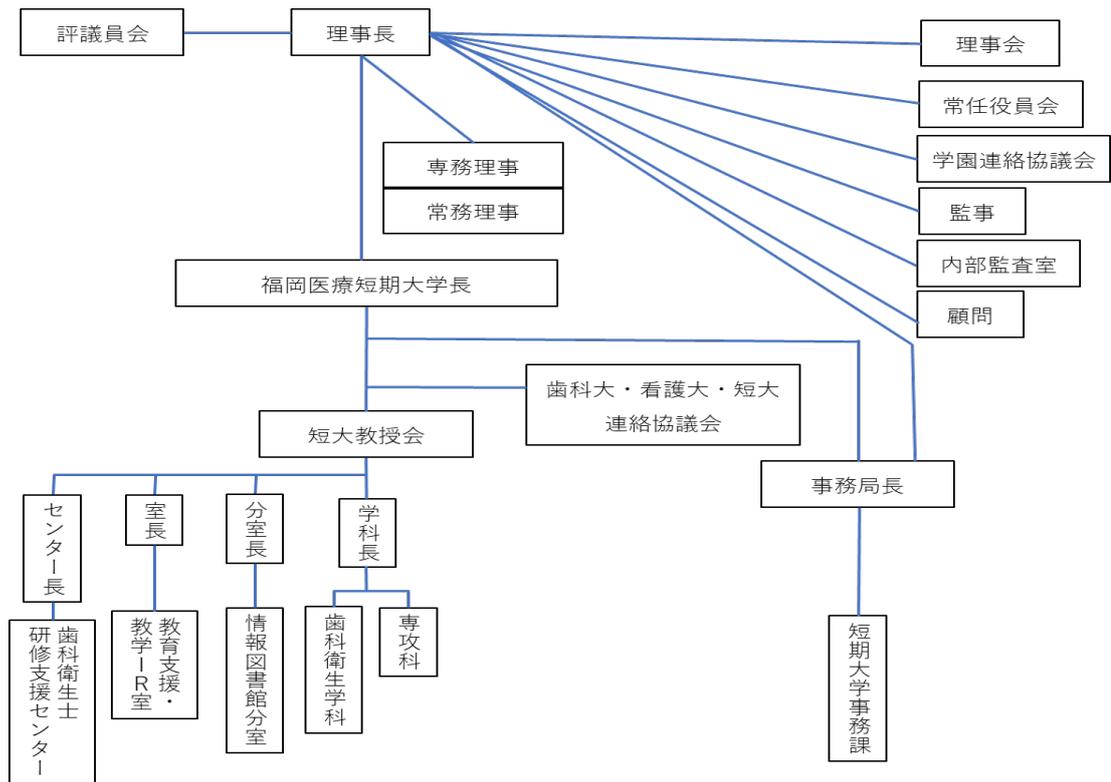
*1；令和2年度から入学定員を120人から96人に変更、*2；令和3年度開設

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6（2024）年1月31日現在
- ① 学校法人組織図



②短期大学組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

福岡市は福岡県の県庁所在地で、東区、博多区、中央区、城南区、南区、早良区、西区の7区で構成された政令指定都市である。本学は、福岡市の7区の中で最も広い早良区にあり、福岡市の中心部から西南方向に約15kmの場所に位置している。交通のアクセスも非常に便が良く、地下鉄七隈線で福岡市の中心部にある天神地区からは「天神南駅」－「次郎丸駅」間 約22分、県外への移動の中心となる博多駅からは「博多駅」－「次郎丸駅」間 約27分である。西鉄バスでは天神から本学に近い「次郎丸団地」まで約35分、その後徒歩で8分である。また、西鉄電車からの乗り継ぎもスムーズで西鉄電車「薬院駅」から地下鉄七隈線に乗り換えて「薬院駅」－「次郎丸駅」間 約19分と良好である。

福岡市は、九州地方において最大の人口規模を有する都市である。福岡市を母都市とする福岡都市圏は都市雇用圏として全国第5位の人口を擁し、北九州市（北九州都市圏）とともに形成する北九州・福岡大都市圏は都市単位の経済規模において日本の4大都市圏に数えられる。福岡市の主要産業は第三次産業であり、国の出先機関や全国企業の支社などが数多く設置されたことで、九州地方における中枢管理都市として発展している。福岡市の人口は昭和50年に100万都市となってからも年々増加し、令和5年10月現在で約160万人を擁しており、さらに、福岡市を母都市とする福岡都市圏の人口は約260万人（令和2年）である。また、人口に占める学生の割合は大都市中でも常に上位を占めている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

① 過去の実績と未来の予測

過去5年間の入学者数については、定員80人に対し、定員未充足が続いている。充足率は、7割～8割を推移しているが、近年定員未充足が続いているため、学生募集活動の見直しを行い、定員充足となるよう努めている。

② 学生の出身地別人数及び割合（専攻科を除く）

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
福岡県	41	66.13	32	68.08	44	73.33	43	61.43	46	71.88
佐賀県	1	1.61	2	4.26	3	5	7	10	2	3.13
長崎県	2	3.23	2	4.26	4	6.67	2	2.86	1	1.56
熊本県	1	1.61	0	0	0	0	1	1.43	1	1.56
大分県	3	4.84	2	4.26	0	0	5	7.14	1	1.56
宮崎県	3	4.84	3	6.38	3	5	4	5.71	1	1.56
鹿児島県	3	4.84	4	8.51	1	1.66	2	2.86	3	4.69
沖縄県	0	0	0	0	0	0	1	1.43	2	3.13
山口県	1	1.61	2	4.26	4	6.67	4	5.71	3	4.69
その他	7	11.29	0	0	1	1.66	1	1.43	4	6.25
合計	62	100	47	100	60	100	70	100	64	100

■ 地域社会のニーズ

令和4年10月1日現在、福岡県の歯科診療所の数は3,074施設で全国7位、人口10万対の施設数は60.1（全国54.2）で、東京、大阪に次いで全国3位となっている。これに対し、令和4年現在厚生労働省から報告された全国の就業歯科衛生士数は145,183名、福岡県内で働いている歯科衛生士数は7,255人で全国5位となっており、福岡県の歯科診療所1施設当たりの歯科衛生士は約2.4人と少なく、地域社会における歯科衛生士のニーズはかなり高いものとなっている。

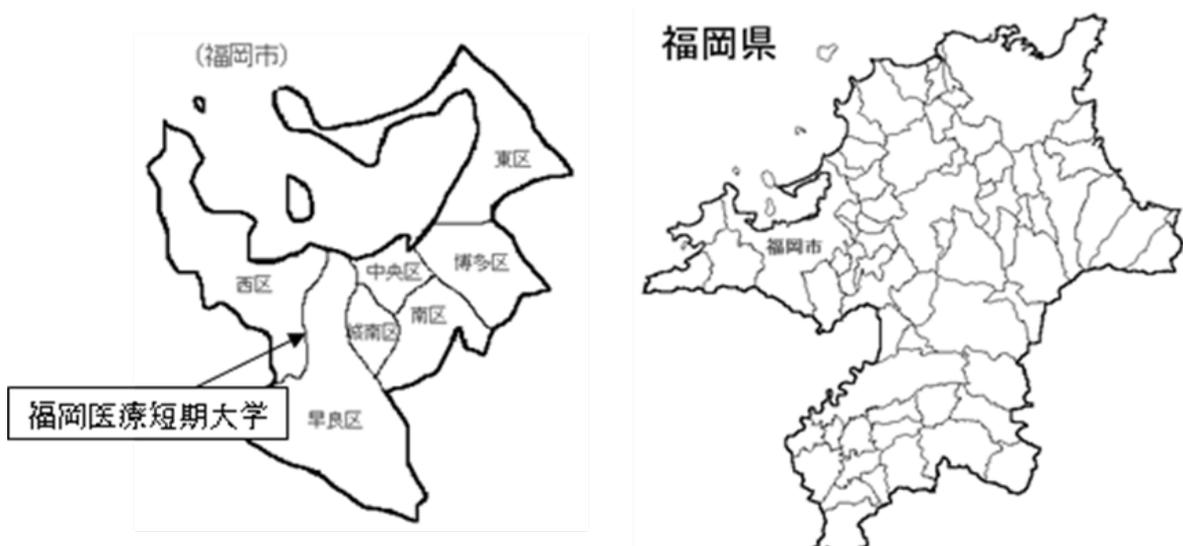
また、福岡市の高齢者人口は、令和5年10月1日現在で65歳以上が約35万人（高齢化率22.26%）、75歳以上が約18万人（11.5%）で、年々増加傾向にあり、地域社会において口腔介護のできる歯科衛生士のニーズはこれからも高くなると予想される。

■ 地域社会の産業の状況

福岡県の農業は耕地面積は7万8,900haで、県土の16%を占めており、その81%（全国平均54%）が水田で、「夢つくし」などのブランド米があるが、作付面積が多いのは、むしろ種苗・苗木、野菜、果実、花などで、いちごの「あまおう」や「博多万能ねぎ」など全国的にも有名なブランドがある。林業においては、森林面積約22万4,000haで、県土面積の45%を占める山林が水源かん養、土砂流出防止などの公益的機能を有している。全国有数の林産物としてタケノコ、ブナシメジ、エノキタケなどがある。水産業においても、異なる特徴をもつ筑前海、有明海、豊前海と河川・湖沼等の内水面において、多様な漁業や養殖業が行われており、全国有数の生産を誇るマダイ、ノリをはじめ多様な水産物が水揚げされている。さらに商工業においては、鉄鋼（八幡製鉄）、石炭（三池炭鉱など）・化学等の基礎素材型産業や食料品等の生活関連型産業を中心に発展してきたが、近年では、自動車関連産業等の加工組立型産業のウエイトが高まっている。また、食料品製造業は、豊富で良質な農林水産物が調達できることや、大消費地に近く物流環境に恵まれていることなどから集積が進んでいる。

福岡市は、卸売・小売業、金融・保険業、情報通信産業、医療・福祉などに代表される第三次産業に従事する人の割合が、日本の大都市の中でもトップクラスで、市内総生産額、事業者数、従業者数のすべてにおいて約90%を占めており、いずれの割合も政令指定都市としては最も高い水準にあり、大都市の中でも第三次産業のシェアが極めて高い都市であることを示している。特に卸売・小売業とサービス業は、それぞれ市内総生産の約4分の1を占めている。このため商業・サービス業中心の大都市としての色合いが強く出ている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ B 教育の効果] ・科目の到達目標と学科の学習成果が混同されており、教育目的・目標を踏まえた学科の学習成果を明確にすることが望まれる。
(b) 対策
・自己点検・評価委員会に設置された「3つのポリシー見直し並びにカリキュラムマップ作成検討部会」によりカリキュラムマップ作成と3つのポリシーの見直しを検討する。
(c) 成果
・検討部会にて素案を作成し、関連委員会に提示後再検討を行う予定である。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] ・シラバスの一部に出席や欠席により加点・減点を行っている記述があり、改善が望まれる。
(b) 対策
・教育支援・教学 IR 室が中心となり実施している「シラバス作成 FD」で改めて周知するとともに、第三者チェックを実施する。
(c) 成果
・現在は、改善済である。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源] ・短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(b) 対策
・入試委員会における選抜方法の見直しや入学時特別奨学生制度の制定、短大活性化会議に設置されている部会が中心となりより効果的な学生募集戦略の検討を行い、充足率アップに努めている。また、担任や助言教員による細やかな学生対応を行い、退学者減少に努めている。
(c) 成果
・一般選抜学科試験の科目を追加し、特別奨学生制度を制定した一般選抜については、受験者入学者ともに増加、学校推薦型選抜指定校も特別奨学生制度の制定により受験者数が増加した。退学者については、過去数年と比較すると減少が見られた。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和6(2024)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基本的な情報) https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/education/
2	卒業認定・学位授与の方針	福岡医療短期大学ホームページ(大学紹介/3つのポリシー) https://hs.fdcnet.ac.jp/about/about-spirit_policy
3	教育課程編成・実施の方針	福岡医療短期大学ホームページ(大学紹介/3つのポリシー) https://hs.fdcnet.ac.jp/about/about-spirit_policy
4	入学者受入れの方針	福岡医療短期大学ホームページ(大学紹介/3つのポリシー) https://hs.fdcnet.ac.jp/about/about-spirit_policy
5	教育研究上の基本組織に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基本的な情報) https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/education/
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等) https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/study/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等) https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/study/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/ https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/study/
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等) https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/study/

	準に関すること	
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基本的な情報） https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/education/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基本的な情報） https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/education/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等） https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/study/

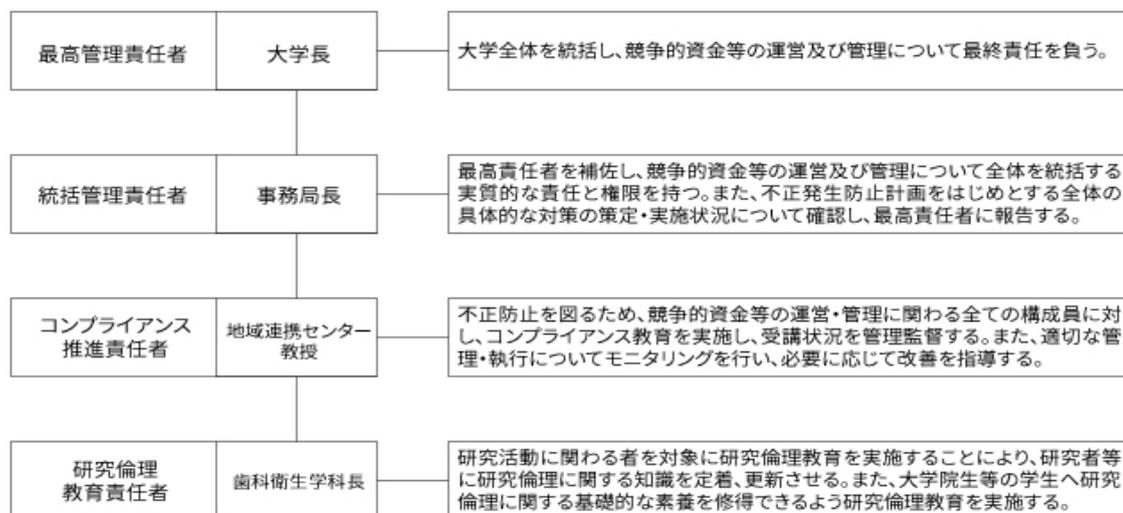
② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報 /寄附行為） https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/education/ 福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/財務情報/事業計画・報告） https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/finance/ 福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報/役員名簿・報酬等） https://hs.fdcnet.ac.jp/about/release/education/

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

「福岡医療短期大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」、「福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則」、「福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会規則」、[福岡医療短期大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則] 及び下図のような管理組織により適正に管理している。



また、令和 5 年度科学研究費助成金については、「令和 5 年度科学研究費助成事業（補助金分・基金化分執行要領）」を作成し、適正に運営管理している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	田口 智章	学長
委員	力丸 哲也	歯科衛生学科長
	松尾 忠行	歯科衛生学科教授（令和3年度認証評価時ALO）
	泉 喜和子	歯科衛生学科教授
	堀部 晴美	歯科衛生学科特任教授
	古野みはる	地域連携センター教授
	黒木まどか	歯科衛生学科准教授
	秋竹 純	歯科衛生学科講師
	森 沙耶香	歯科衛生学科講師
	中園 栄里	教育支援・教学IR室講師
	灘吉 祥恵	短大事務課長
	飯尾 寛人	短大事務課係長

自己点検・評価報告書作成担当者（全体統括：松尾 忠行）

基礎資料：**灘吉 祥恵** 飯尾 寛人

基準Ⅰ：**古野みはる** 中園 栄里

基準Ⅱ：**黒木まどか** 堀部 晴美 秋竹 純

南 レイラ 川尻 望 常清 美佑

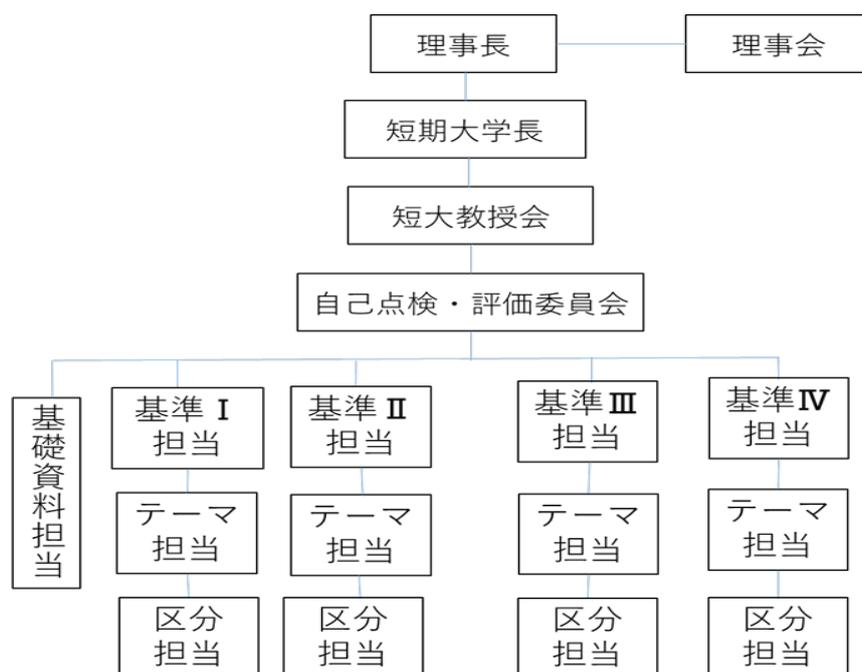
基準Ⅲ：**泉 喜和子** 力丸 哲也 森 沙耶香

後藤加寿子 馬場 篤子 石井綾子 井上庸子 高木未沙稀

基準Ⅳ：**田口 智章** 短大事務課 学校法人福岡学園企画課

※太字は各基準リーダーを示す。

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は「自己点検・評価に関する規則」を、平成17年に「自己点検・評価規則」に改正後、自己評価に関する本学学則の一部を改正し、自己点検・評価等の実施体制を整備した。また、令和2年6月に令和3年度の第三者評価に向けて、評価基準に沿った適切な自己点検・評価を実施すべく、「自己点検・評価規則」を改正し、規則名も「自己点検・評価委員会規則」に変更し、事務職員2名の委員追加を行った。本学の自己点検・評価委員会は短大学長を委員長とし、学科長を含む12名の教職員で構成されており、委員会が中心となって自己点検・評価報告書作成に係る方向性の検討、実施体制の検討、報告書の執筆分担およびブラッシュアップ、資料の収集と確認など全ての事項について、全学的に展開し活動している。

自己点検・評価委員会は、学務・FD委員会、就業力支援委員会及び教学支援・教学IR室運営委員会等、短大に設置されているすべての委員会と連携し、PDCAによる教育改善に尽力している。その一環として、教育支援・教学IR室が中心となり「授業評価アンケート」を開講しているすべての科目について前・後期末の授業終了後に実施し、その集計結果をホームページに公開、科目担当教員にフィードバックを行い、次年度以降の担当授業の教育改善に役立てている。また、学生調査、卒後追跡調査（卒業生・就職先）、課外学修時間調査及び卒業年時アンケート調査等を実施し、学修成果の検証に努めている。毎年、これらの結果等を基に、次年度以降の教育改善事項について検討を行い、各年度の事業計画・達成目標を作成するとともに、定期的に「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学歯科衛生学科の現状と課題）を作成しており、完成後は理事長の承認を得て、ホームページにて学内外に公表している。また、平成19、26および令和3年度に第三者評価を受審し「適格認定」を受けた。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

時期	活動内容
令和6年4月	・「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題2022-2023）作成のロードマップを作成
令和6年5月	・各基準作業部会の担当者決定 ・「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題2022-2023）作成開始
令和6年6月～8月末	・「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題2022-2023）作成・適宜進捗状況擦り合わせ
令和6年8月末	・「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題2022-2023）の素案を各基準作業部会より提出
令和6年9月～10月中旬	・各基準担当者による再確認 ・確認終了後必要があれば加除修正
令和6年10月下旬	・各基準により作成後、纏めた原稿について委員全員にメール会議により確認依頼 ・確認終了後必要があれば加除修正
令和6年11月下旬	・メール会議にて確認後、自己点検・評価委員会を開催し最終確認 ・最終確認終了後必要があれば加除修正
令和6年12月下旬	・教授会提出、教授会承認（教授会時意見等加除修正） ・「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題2022-2023）完成
令和7年1月	・理事長に完成報告後、理事会まで報告 ・報告終了後、ホームページにて公表

基準 I

建学の精神と教育の効果

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

様式 5－基準Ⅰ

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1の現状＞

福岡医療短期大学は、令和3年度末での保健福祉学科廃止に伴い、令和4年度から「建学の精神」を「歯科衛生学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科衛生士を養成し、保健福祉に貢献すると共に、歯科衛生学の進展に寄与する」と変更した。

同時に、「教育の理念」を「教育基本法および学校教育法の精神に基づき、歯科衛生士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって医療、保健、福祉に寄与する」と変更し、歯科衛生士の医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育に関する理念を謳っている。

建学の精神は、教育基本法第八十三条に定める大学の目的としての「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させること」に合致しており、これからの医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる本学の教育基盤として確立されており、公共性を有している。

学内における建学の精神と教育の理念の周知を目的に、新入生や保護者に対しては入学直後のオリエンテーション時に、在学生には各年度初めのオリエンテーションで説明している。さらに学生の葉・シラバス（授業要綱）や大学案内、学生募集要項、ホームページへの掲載および学生や来学者の目に触れやすい場所（1階学生ホール事務課受付横・情報図書館分室）と令和3年度の後期より各教室に建学の精神を掲示した。

前出のとおり学内および学外への周知と理解を図っている。こうした取り組みを通して、学生だけでなく教職員全体でも建学の精神を共有している。

令和4年度に策定した第四次中期構想に基づき実施していく教育活動の中で、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、建学の精神を本学の教育改革の礎として、これからも理解を深める必要があるため、平成29年度に設置したカリキュラム・シラバス改善作業部会（現：教育改善作業部会）で、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム編成を検討し、建学の精神の理解が深まる教育に向けて検討を続けている。

【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

福岡医療短期大学では、地域の健康増進や卒業生などの生涯学習に貢献するため、公開講座や社会人の学び直し講座を定期的に開催している。公開講座は、平成 13 年度より毎年開催している（令和 1～3 年度は中止、令和 4 年度から再開）。その内容は、公開講座委員会にて企画し、講師の選定を行っている。本学専任教員が中心となって講師を務め、学外講師も招聘し実施している。令和 4 年度は、学内外から 74 名が参加し、令和 5 年度は、99 名が参加した。

リカレント教育として文部科学省の委託を受け、平成 21 年度から実施した「口腔介護スキルアップ講座」の継続事業として毎年行っている。内容については、就業力支援委員会にて内容や講師を決定している。令和 4 年度は、ハイブリッド形式で行い合計 23 名が受講した。令和 5 年 11 月に厚生労働省補助事業「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」に採択されたため、この事業内でリカレント教育を行うことになった。令和 5 年度は、復職支援および新人向け研修を 2 回実施し合計 71 名の参加があった。

本学は、本学の入学資格（福岡医療短期大学学則第 19 条）を有する者であれば、授業科目の科目等履修生の受入れを可能にしている。さらに専攻科の「口腔介護特論」および「地域口腔介護実習」内で福岡女子高等学校 1・2 年生と高齢者を対象に、歯科保健指導のセミナーを開催した。

自治体、大学等と積極的に協定を締結し、広く交流、連携を行うとともに、教職員・学生の研究を地元企業に活用する協定も企業と締結している。福岡市歯科医師会とは、「口腔介護スキルアップ講座」の後援ならびに広報活動支援や歯科衛生学科講義への講師派遣、また、福岡市歯科医師会主催の「福岡市民の健康を歯と口から守る集い」に対する本学教員ならびに学生の派遣によるイベント支援を行う協定を結んでいる。平成 28 年度に株式会社モリタと提携し、研究や地域貢献等に関して人的支援等に関する協定を結んでいる。令和 3 年度には、筑紫女学園高等学校と連携協定を締結し、相互の教育に係る交流・連携を図っている。さらに令和 5 年に福岡市立高等学校 4 校（福岡女子高等学校、福岡西陵高等学校、福翔高等学校、博多工業高等学校）と連携協定を締結し、4 校の高校生を対象に授業参加型のプログラムを実施した。

ボランティア活動では、福岡市早良区田新町親和会老人クラブの自治会活動である「おしゃべりっく会」（令和 1～4 年度は中止、令和 5 年度から再開）からの依頼に基づき、本学教員が講師となり「話題提供」の形式でサロン活動に参加している。また田村公民館および社会福祉法人学而会との連携活動として、地域交流を目的としたコミ

ユニティカフェ「かふえ もりのいえ」を令和 5 年度から再開し（令和 2～4 年度は中止）、教職員と学生がボランティア活動を行っている。学生には、ボランティア用の T シャツを作成し、ボランティア活動への積極的な参加を推進した。このように全学を挙げて地域社会に貢献し、地域に愛される大学づくりを目指して活動している。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

建学の精神は教育基盤として確立されているが、令和 4 年度に策定した第四次中期構想に基づき実施していく教育活動の中で、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、建学の精神はこれからも本学の教育改革の礎として理解が深められるべきである。そのため、教育課程やシラバスに反映されるよう教育活動を推進していく努力が必要である。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

福岡医療短期大学は、令和 3 年度末での保健福祉学科廃止に伴い、令和 4 年度に「建学の精神」と「教育の理念」を変更した。

令和 5 年に福岡市立高等学校 4 校と連携協定を締結し、授業参加型のプログラムを実施した。

令和 5 年 11 月に厚生労働省補助事業「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」に採択されたため、この事業内でリカレント教育を行うことになった。

第四次中期構想に基づき、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、平成 29 年度に設置したカリキュラム・シラバス改善作業部会（現：教育改善作業部会）で、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム編成を検討し、建学の精神の理解が深まる教育に向けて検討を続けている。

【テーマ 基準 I -B 教育の効果】

【区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

本学の教育目的は、「建学の精神」に基づいた「教育の理念」の中で明確に示されており、広く医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育の基本理念として学則第 1 条に謳っている。教育目標は、「教育の理念」に基づき作成された歯科衛生学科のディプロマ・ポリシーにおいて「目指すべき人物像」として、明確に示されている。

教育目的・目標の学内外への表明については、「教育の理念」を学生の葉・シラバ

ス（授業要綱）の冒頭に明記、大学案内、学生募集要項、ホームページに掲載し、学内外に公表するとともに、その目的を達成するための具体的な到達目標であるディプロマ・ポリシーも併せて公表している。学生に対しては、各年度初めのオリエンテーションで周知している。

教育目的・目標に基づく人材養成についてはディプロマ・ポリシーを具体的な到達指標として取り組んでいる。また、その具体的方法である教育内容についてはカリキュラム・ポリシーおよび教育課程により構成されている。本学では、人材養成が地域・社会の要請に込えているかを確認するため、インターンシップ先へのアンケート調査を原則毎年行い、その意見を次年度以降の授業内容に反映させている。また、卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査として卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査などを行い、レベルの設定や成果について確認し、教育改善に活用している。さらに、自己点検・評価委員会においてディプロマ・ポリシーによる到達指標の設定が地域・社会の要請にこたえ、さらに卒業生がその到達指標に達しているか確認するとともに、カリキュラムや教育方針についても要望を取り入れ、地域と大学が一体となった人材養成に取り組んでいる。その一環として学外者を含む「3つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会」を設置し、平成29年度より毎年1回、意見を聴取している。

【区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学の学修成果は、ディプロマ・ポリシーを基に各授業の一般目標を作成している。その上で、「目指すべき人物像」と「修得すべき能力」として「知識・理解」、「思考力・判断力」、「態度・主体性」、「技能・表現力」のいわゆる「学力の3要素」に準拠した4つの観点を示すことで建学の精神と学修成果の関連が明確になるようにしている。各授業の一般目標としての学修成果については、到達目標ごとにディプロマ・ポリシーとの対応を明確化しており、それをシラバスに明記している。

本学では、歯科衛生学科・専攻科でディプロマ・ポリシーおよび各授業の一般目標を定めており、専門的職業人として必要な実践的な専門的知識・技能の修得を学修成果として示している。また歯科衛生学科・専攻科ごとのディプロマ・ポリシーと各科目の一般目標を照らし合わせ、シラバスに明示し、学修成果が教育目的・目標と適切に対応するように配慮している。

歯科衛生学科・専攻科の学修成果は、教育支援・教学 IR 室運営委員会にて検討し、ホームページへの掲載を行うことにより学内外に表明している。

学修成果の点検は、学校教育法における短期大学に関する規定及び短期大学の設置基準、資格・免許に関わる法令に留意しながら、定期的に点検している。平成30年度に学修成果及び教育効果の検証に関する方針（アセスメントポリシー）を策定した。アセスメントポリシーの中で、学修成果の評価指標を具体的に定めており、資料の分析は自己点検・評価委員会が中心となり定期的に行われている。調査結果は教授会に報告され、教授会は、必要に応じて改善すべき項目を次年度以降の活動目標に反映させている。令和5年度に自己点検・評価委員会の下に3つのポリシー見直し並びにカリキュラムマップ作成作業部会が設置され、ディプロマ・サブリメントの草案を検討している。

【区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学の現在の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）は、平成28年度に、学務・FD委員会の中に「3つのポリシー見直し検討部会」を設置し、「三つの方針」の見直し策定を行った。策定する際は、平成28年の中央教育審議会大学分科会大学教育部から報告された『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」を参考指針とし、建学の精神から各授業まで体系的に結び付けることで質の高い教育の充実を目指して、「建学の精神」－「教育理念」－「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」－「授業の一般目標」と体系付け、本学の目指す教育とそれぞれの授業の目標を一貫させる取り組みを行った。特に本学の「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一体性、整合性、一貫性を重視した。令和5年度に自己点検・評価委員会の下に3つのポリシー見直し並びにカリキュラムマップ作成作業部会が設置され、ディプロマ・ポリシーと3つのポリシーとの整合性を検討している。

「3つのポリシー見直し検討部会」が作成した案を、学務・FD委員会において検討し修正を行ったうえで、教授会にて審議し、理事会で承認された。

平成29年から毎年、学外者を含む「3つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会」を実施し、意見を聴取している。また、第三者によるシラバスチェック体制の維持とともに、シラバス記載内容の見直しを学務・FD委員会の下に設置されたカリキュラム・シラバス改善作業部会（現：教育改善作業部会）で取り扱うこととし、平

成 29 年度から作業を開始し、継続して見直しを行っている。

カリキュラム・シラバス改善作業部会（現：教育改善作業部会）では、これまでのシラバスの内容を見直し、ディプロマ・ポリシーと連携した一般目標を具体的に示し、評価可能な行動目標の設定等の新しいシラバス記載様式を定めた。教職員には、シラバス作成ワークショップを開催し、「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一体性、整合性、一貫性を周知徹底して理解を図っている。さらに、教育の質を担保するために、平成 30 年度から教育業績記録（ティーチング・ポートフォリオ）の提出を義務付けるなど、三つの方針を踏まえた教育活動となるように仕組みを構築している。

「三つの方針」は、学生の葉・シラバス（授業要綱）や大学案内、学生募集要項、ホームページに掲載し、さらにオープンキャンパス、高校教員対象オープンキャンパスで「三つの方針」を紹介、周知する機会を設け、学内外に表明している。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

本学は、「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一体性、整合性、一貫性を重視した教育活動となるように仕組みを構築している。さらに平成 30 年度には、「福岡医療短期大学アセスメントポリシー」を策定し、三つの方針に基づき実施している教育について、教育課程編成・実施の改善、入学者受入れの改善を図り、併せて各方針の適切性、妥当性を評価している。本学アセスメントポリシーは、教育課程アセスメントポリシー、授業改善アセスメントポリシー、学修成果アセスメントポリシーで構成され、学修成果アセスメントポリシーは学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記された卒業時に獲得した各能力の達成度をアセスメントの対象としている。

令和元年度からは、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記された各能力・目標とプログラムとして実施されている各授業科目の一般目標の関連性を整理し、アセスメントポリシーに応じた評価の観点及び尺度を設定し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の可視化を行うこととした。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の各能力の認知と精神運動領域は、各科目・実習の形式的評価および総括的評価を用い、情意領域は、コモンルーブリックを用いて学生の自己評価で判断する。これらを組み合わせ、ディプロマ・サプリメントへと発展させることで、卒業時の質保証を明確にしたいと考えている。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

本学は、平成 26 年度採択文部科学省「大学教育再生加速プログラムテーマ I（アクティブ・ラーニング）・II（学修成果の可視化）複合型」に採択され、アクティブ・ラーニングの推進や学修成果の可視化、学修成果の把握を行っており、そのための PDCA サイクルを確立している。令和 5 年度に自己点検・評価委員会の下に 3 つのポリシー見直し並びにカリキュラムマップ作成作業部会が設置され、ディプロマ・ポリシーと 3 つのポリシーとの整合性とディプロマ・サプリメントの草案を検討している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、平成9年に施行された「自己点検・評価に関する規則」を平成17年に「自己点検・評価規則」に改正し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価や外部評価の実施を可能とする体制整備を構築した。さらに学校教育法第百九条第一項および第二項の規定に基づき、自己評価等に関する本学学則の一部を改正し、本学の自己点検・評価等の実施体制の整備を進めた。さらに、令和2年度には、「自己点検・評価規則」の委員会の任務（点検・評価項目）、委員構成等の改正を行い規則名も「自己点検・評価委員会規則」と改正した。

上記の学則と「自己点検・評価委員会規則」に準拠し、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が策定した委員会活動計画（ロードマップ）に基づき、自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価の活動は、上記の学則と「自己点検・評価委員会規則」に準拠し、自己点検・評価委員会が策定した委員会活動計画（ロードマップ）に基づき実施している。

自己点検・評価委員会は、短大学長を委員長として、委員は学長の指名する者で組織され、教職協働のもと、学務・FD委員会や就業力支援委員会、教育支援・教学IR室運営委員会と連携して、年間を通じて授業評価や各種アンケート等の包括的な学修成果の査定を行うとともに、本学の教育・研究、組織・運営並びに施設・設備の状況について、系統的な自己点検・評価を実施し、原則2～3年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。なお、令和3年には平成30年～令和2年度の自己点検・評価報告書で示された課題に対しての「改善報告書」を作成して、本学の教育改善状況の確認を図っている。

発刊された「自己点検・評価報告書」は、学内における学修成果に関する共通理解につながるとともに、各部門の課題を客観的に見直し、改善策を練る機運を醸成している。さらに、「自己点検・評価報告書」をホームページに掲載し、社会に向けて公開している。

自己点検・評価委員会は、部門ごとの査定のための収集データと報告書を取り纏め、各部門の学修成果や課題点等を客観的に見直し、委員会内外での審議や対話を通じて、具体的な改善方法を見出すように努めている。また、歯科衛生学科、専攻科、

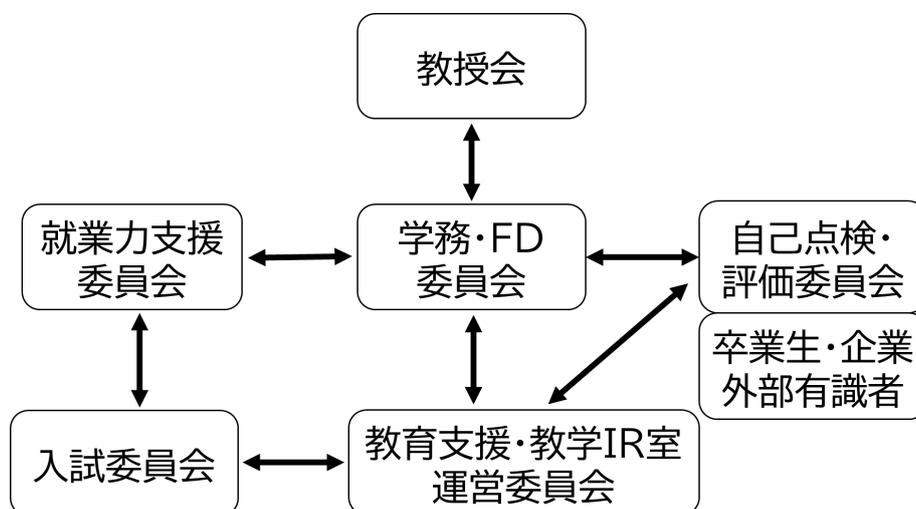
事務課の各部門の教育・実務担当者に対して、教育成果関連データの収集と「自己点検・評価報告書」の担当領域の執筆を依頼している。これによって、それぞれの部門の教育研究活動や業務・実務に携わっている担当者自身が責任者となり、教育成果関連データを収集し報告書原案を執筆することで、教職員全員が自己点検・評価の実質的な作業に携われるように配慮している。

平成 29 年度から学外有識者（保健福祉学科閉学後は福岡県歯科医師会、福岡県歯科衛生士会、福岡歯科衛生専門学校、開業歯科医院）と学生をまじえて、年に 1 回「3つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会」を開催し、さらに平成 30 年度からは高等学校の教員対象オープンキャンパスや高等学校訪問時に本学の教育や 3つのポリシーについての意見を聴取する機会を設けて、自己点検・評価活動に反映させている。

また、教学マネジメントを支える基盤整備のために、令和 4 年度より「3つのポリシー見直しとカリキュラムマップの作成」について、検討部会を設けて作業を進めている。

こうした自己点検・評価の取り組みは、本学の教育の問題点や課題の把握、改善を図る指標となり、3つのポリシーの見直しやカリキュラム・シラバスの改善、教員の教育能力向上のための体系的な FD・SD の開催、入試形態の見直しなど、教育改革を加速する PDCA サイクルとなっている。

【自己点検評価のための組織図】



【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

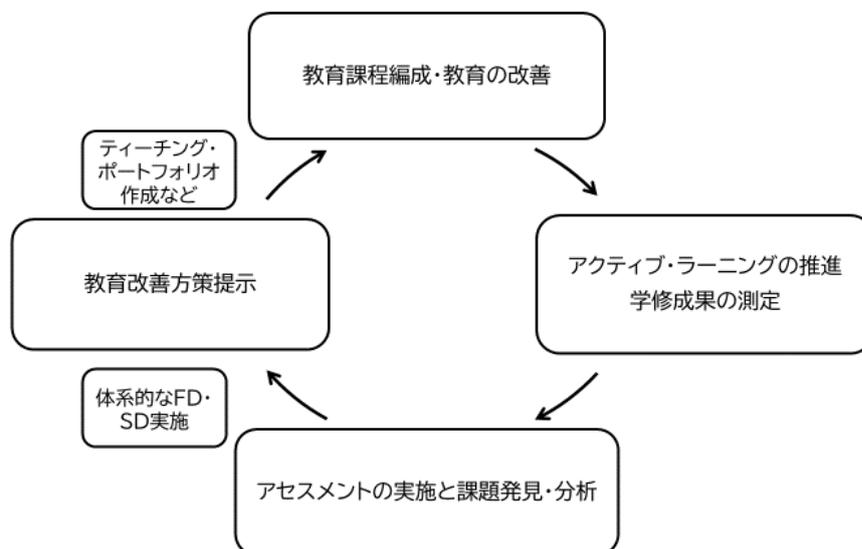
本学では、平成 30 年度に「福岡医療短期大学アセスメントポリシー」を策定し、3 つのポリシーに基づき実施している教育について、教育課程編成・実施の改善、入学者受入れの改善を図り、併せて各方針の適切性、妥当性を評価している。本学のアセスメントポリシーは、教育課程アセスメントポリシー、授業改善アセスメントポリシー、学修成果アセスメントポリシーで構成され、学修成果アセスメントポリシーは学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記された卒業時に獲得した各能力の達成度をアセスメントの対象としている。

学修成果のアセスメント結果は教育課程及び授業改善の評価指標となるが、具体的な資料としては、①入学試験合否判定資料および入学試験で収集した学生資料（調査書・自己推薦書・高校推薦書・小論文・学科試験・面接資料等）、②授業に関する各種資料（授業評価アンケート・満足度調査・欠席率・課外学修時間調査等）、③入学後に実施した成績評価資料（基礎学力試験・定期試験・追再試験・GPA・修得単位数・ポートフォリオ・卒業試験等）、④その他の資料（課外活動・ボランティア活動・退学率・休学率・留年率・学位授与数・就職率・離職率等）を用い、アセスメントに必要な資料の選択及び収集・分析は、自己点検・評価委員会が中心となり全学的に実施している。また、平成 26 年度に採択された文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP 事業）の取り組みとして実施していたルーブリック評価シートの積極的な活用や PROG テストを用いた汎用的能力の測定、学修行動や満足度に関する間接評価調査（学生 IR 調査）、卒業生対象の追跡調査等の学修成果もアセスメントの対象としており、事業終了後の令和 2 年度以降も継続して実施している。上記の集約されたアセスメントについては、学生にフィードバックすることで学修指導に活用するとともに、定期的に行われる入試委員会や学務・FD 委員会、就業力支援委員会及び月に 1 回開催される教授会において適宜報告、検討され、アセスメントの妥当性を検証している。

この過程を通じて教育の向上・充実を図るため、次の PDCA サイクルを有している。Plan については、学校教育法、短期大学設置基準及び資格取得に係る法律に則り教育課程を定め、学則には各学科の教育目的や教育課程を示し、シラバスには各科目の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の能力と一般目標を紐付けし、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対する必要十分な科目の開設と体系的な教育課程の編成を行っている。それに従い Do として、アクティブ・ラーニング型授業の積極的な展開と授業や学内外実習を通じて随時学生の学修成果を試験、レポート、実技実習等で測定している。その上で、Check として、授業を遂行しながら週 1 で開催される教員会や定期的に行われる学務・FD 委員会での課題の発見と分析、授業終了後の学生による授業評価アンケート及び年に 1 回実施する学修行動や満足度に関する間接評価調査（学生 IR 調査）で問題点を点検する。その点検を自己分析し課題を提示するとともに、体系的な FD・SD 活動の積極的な推進や研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより、教育能力の向上に努めている。Action としては、授業評価アンケートを踏まえた教育業績記録（ティーチング・ポートフォリ

オ) の作成や教育改善に寄与した教員の表彰制度を設けている。その結果、各授業から学科の学修成果獲得に向けた課題を全教員で共有する意識が高まっている。

【教育の向上・充実を図るための PDCA サイクル図】



学校教育法、短期大学設置基準等の各種法令の変更や改正については、文部科学省通達やホームページ等を適宜確認しているほか、新規採用教職員に対して法令遵守に関する FD・SD を実施し、法令遵守に努めている。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

本学教育の内部質保証については、内部質保証の方針や体制が明確に定められていないことが課題であったが、令和 3 年 2 月に「福岡医療短期大学内部質保証の方針」を定めた。これによって、内部質保証の組織体制の明確化並びに本学の教育研究活動の質と学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うための枠組みを設けた。この規則に則り、本学における内部質保証の実施体制や実施頻度、見直し手順等の検証を行っている。

また、教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を図るためには、各委員会の有機的連関を図ると同時に教員同士のコミュニケーションの促進が重要と考える。委員会活動や教育研究、FD・SD 活動を通じて教員間のコミュニケーションのなおいっそうの促進を図りたい。

さらに、あらゆるデータの統合や連結等 IR 機能の強化を目指して、令和 3 年 1 月に「福岡医療短期大学教育支援・教学 IR 室規則」を制定し、令和 3 年度から専任職員を配置した。専任職員の配置により各種アンケート調査の分析が迅速になされ、教育課題の明確化や改善につながっているが、IR データ管理の統一化を図ることが今後の課題となっている。

引き続き IR 機能をさらに活かすことで、これまで以上に有効な自己点検・評価や第三者評価の仕組みをつくり、内部質保証の改善及び拡充を図れるようにしたい。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

本学の内部質保証の取り組みについては、平成 26 年度に採択された文部科学省の大学教育再生加速プログラム (AP 事業) の取り組みを通じて、より具体的に促進された。特に平成 29 年度から学長のリーダーシップのもと、体制・組織力の強化が図られ、体系的な FD・SD 活動を強力に推進している。具体的には、教育・管理運営・厚生補導・研究の 4 分野の領域で組み立てることで、教員の多面的なレベルアップを図る仕組みとし、令和 3 年度は 13 回、令和 4 年度は 22 回、令和 5 年度は 21 回実施している。

また、教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、「第四次中期構想」に基づく事業計画・予算を毎年度策定し、例年 5 月に決算・事業報告を作成する等、教育プログラムの点検・評価を行っている。

学修行動や満足度に関する間接評価調査 (学生 IR 調査) については、学生が学修を行う施設・設備や資源等の学修環境、ならびに学生の学修等の相談・助言等の学生支援の状況についても点検・評価を行う仕組みができ、継続的な改善・向上に努めている。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証 (第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証 (第三者) 評価における行動計画は次のとおりである。

教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、教育プログラム等の毎年の点検 (モニタリング) や定期的な点検・評価 (プログラム・レビュー) を実施することが求められているが、特に学外 of 多様な人材との協働による助言・評価の仕組みを構築する必要があると考える。

令和元年度より学生の将来像を踏まえて歯科衛生学科のインターンシップ先の開拓を行い、学内 3 施設であったインターンシップ先を、学外を含めて 54 施設、令和 2 年度は 75 施設に増加した。こうしたインターンシップ先企業は学生の就職先にもなり得るので、今後はより連携を強めて年に 1 回は意見交換や意見聴取を行う場を設けていきたい。

また、令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモンルーブリックについて、令和 2 年度に内容の見直しを行い、歯科衛生学科 3 年次の卒業時に試行した。その検証を含めて、卒業時の質保証を行う体制の構築も図りたいと考えている。

内部質保証については、令和 3 年 2 月に本学の内部質保証のための方針や体制について「福岡医療短期大学内部質保証の方針」を定めることで明文化を図ったが、さらなる教育内容の改善と充実に努め、PDCA サイクルを継続していきたい。

➡改善計画の実施状況

歯科衛生学科のインターンシップ先については、令和元年度より学外に広げているが、令和 3 年度は 82 施設、令和 4 年度は 93 施設、令和 5 年度は 95 施設に増加した。

年に1回学外のインターンシップ先への説明会開催時に意見交換や意見聴取を行う場を設けているほか、アンケート調査を実施することで教育プログラムの点検・改善につなげている。また、令和5年に福岡市立高等学校4校と連携協定を締結したが、今後も多様な団体と連携を強め、学外からの様々な意見聴取を図りたい。

ディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモンルーブリックについては、令和3年から卒業時だけでなく、進級時にも実施し、3年間の到達度を検討している。令和5年度に自己点検・評価委員会の下に3つのポリシー見直し並びにカリキュラムマップ作成作業部会が設置され、ディプロマ・ポリシーと3つのポリシーとの整合性を検討し、カリキュラムマップ作成の素案を作成した。また同作業部会でディプロマ・サプリメントの草案を引き続き検討する予定である。

また、内部質保証の取組みや強化については、令和3年4月に「学校法人福岡学園福岡医療短期大学ガバナンス・コード」を策定することで、その遵守状況の確認・検証等を継続的に実施し、PDCAサイクルを実践している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生の学修成果の水準等を継続的に保証する方策の1つとして学生ポートフォリオを実施している。学生ポートフォリオによって学修目標の設定や自己評価の記録、指導教員の指導や評価の記録、成果物などを系統的に蓄積しているが、現在紙媒体で実施しているため破損や紛失、また近年は手書きに慣れない学生も多く課題となっている。すでに各種アンケート調査等も電子化に移行しており、学生ポートフォリオについても電子化が課題となっている。

また、各種アンケート調査を実施し、結果を分析しているが、改善策の具体化にまでは至っていない現状がある。学生の意見を反映させるためにも、改善策をより具体化し、実効性があるものにしていきたい。

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

学位授与については、学則第 31 条の 2 に規定されており、学位授与の方針は、平成 22 年に本学教授会の議を経て決定後、平成 28 年度末に改定案を策定し、平成 29 年 4 月 1 日学校教育法施行規則改正に併せて改定した。専攻科は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）から平成 20 年 4 月「口腔保健衛生学専攻」として認定され、平成 27 年特例による学位申請が可能となり「特例適用専攻科」と「認定専攻科」の 2 つの課程で学位申請を行っている。また、この方針は、「学生の葉・シラバス」や大学案内、ホームページ上で学内外に公表し、オープンキャンパスや高校訪問時等に本学を説明する際にも表明している。

学習成果は、シラバスの「カリキュラムツリー」の教育目標の中で示し、学位授与の方針（ディプロマポリシー）に対応させている。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と学習成果の対応を明確にするため、令和元年度に自己点検・評価委員会にて情意領域のコモンルーブリックを作成した。

教育課程は、短期大学士（歯科衛生学）並びに学士（口腔保健学）の学位授与を目的として編成されている。学修成果に対応する「課程修了の認定」は、学則第 16 条にて試験に合格した者に単位を与えると定め、「卒業の要件」は学則第 30 条により、3 年以上在学し当該入学年度の課程表に示された必要単位を取得しなければならない。専攻科の「修了の要件」は、学則第 51 条により、1 年以上在学し、当該入学年度の課程表に示された必要単位を取得しなければならない。

「卒業の要件」に定められている単位の取得に関わる成績評価は、学則第 15 条の 3 「成績評価基準等の明示等」に準拠し、あらかじめ評価基準はシラバスに明示され適切に実施されている。また、「試験及び成績の評価」は学則第 17 条に規定され、具体的には「福岡医療短期大学試験、成績の評価及び進級に関する規則」、「福岡医療短期大学試験、成績の評価に関する細則」を定め、常に教育の質の保証に努めている。

歯科衛生士の「リーダー」として活躍し、「多職種との連携や協働」ができる人物を学位授与の方針（ディプロマポリシー）として掲げているが、本学の課程を修めることで取得できる資格や国家試験受験資格は、専門職に従事するにあたり必須の条件であ

り社会的に通用性があるといえる。専攻科に関しては、本学専攻科の修了要件を満たし、「認定専攻科」は学修成果レポートを機構に提出後、学修成果試験（小論文試験）に、「特例適用専攻科」は本学での学修成果レポートの審査にそれぞれに合格し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学位を授与されていることから社会的に通用性があるといえる。

学位授与の方針（ディプロマポリシー）並びに教育課程の見直しについては、平成29年度より「3つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会」を設置し、学外委員（福岡県歯科医師会、福岡県歯科衛生士会、歯科診療所医院長等）、学内委員（学長、学科長、専任教職員、学生代表）で定期的に協議するとともに、必要な事項の改善については学務・FD委員会にて検討を行っている。また、令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーに対応した情意領域のコモンルーブリックは、令和2年度に質問文を修正し、令和3年度に実施した。令和3年度は、令和2年度と比較して、修正した質問項目で大幅に点数が増加した。質問文章を変えたことで、学生がより答えやすくなったと示唆される。令和4年度からは進級時と卒業前に調査を開始した。その結果、知識・理解の分野では統計学的な有意差は見られなかったが、進級時よりも卒業前の方が上位の割合が減少した項目が多かった。その理由として、卒業直前という時期で学生の自己評価が厳しくなった可能性が考えられる。さらに、令和5年度より「3つのポリシー見直し並びにカリキュラムマップ作成検討部会」によりディプロマポリシーと卒業時までには修得すべき学習成果の明確化に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

歯科衛生学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与の方針と対応し平成 28 年度末に改定案の策定、平成 29 年 4 月 1 日学校教育法施行規則改正に併せて改定され、「学生の葉・シラバス」や大学案内、入学試験要項、ホームページ上で学内外に公表し、オープンキャンパスや高校訪問等での本学説明時にも表明している。

学則第 13 条、第 50 条に示される「教育課程」は、短期大学設置基準に基づき「カリキュラムツリー」に示すように体系的に編成され、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）ならびに学習成果に対応し編成している。

「履修科目の登録の上限」は学則第 15 条の 4 に明記され、1 年次 46 単位、2 年次 46 単位、3 年次 32 単位を上限に定めている。

また、成績評価は、「教育課程」同様に短期大学設置基準に基づき、学則第 15 条の 3「成績評価基準等の明示等」に準拠し、シラバスに明示している評価基準に従って適切に実施されている。学修成果の測定は、小テストや中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで評価している。

シラバスには各科目の授業時間数や受験資格要件が明記され、達成・到達目標（「一般目標」・「行動目標」・「教育目標領域」として記載）や「教育方法」、「教育教材」、「学修方法」、「評価」、「教科書」ならびに「参考書」また、「準備学修」として単位取得に必要な授業外学修時間や学修内容が明示され、学生には年度初めのオリエンテーション時にシラバスを配布し、この方針等を周知している。シラバスは平成 29 年度より毎年記載項目について検討を行い、当該年度の作成要領を作成後、全専任教員を対象として FD ワークショップを開催し周知している。非常勤講師等への周知は事務課より行っている。また、シラバスは工程表に基づき、チェックリストを用いた 3 回のチェックを作成者以外が行う体制を整備し、記載内容の統一化を図っている。

なお、本学では通信による教育は行っていない。

教育課程の見直しとして、2 年次の選択科目であった「介護職員初任者研修修了資格」を取得できる介護研修を、「介護福祉士実務者研修修了資格」が取得できる選択必修科目として「介護研修Ⅰ～Ⅳ」を新設し、多くの学生が資格取得できる体制に見直しを図った。しかし、前後期にわたり連続した選択科目であることや、履修内容が介護実務についている人に向けたものに重点を置かれていることもあり、資格認定を受ける者が減少してきたため、令和 4 年度入学生より「選択必修分野」から「専門分野」に組み替え、科目名を口腔・全身介護論（5 単位）と改め、「必修科目」と位置付け入学者全員が資格取得できる支援体制に組み替えた。口腔・全身介護論は 2 年次科目に当たるため、令和 5 年度の授業評価アンケートの結果を参考に適宜教育内容の改善を図る。

卒業後、即戦力となり得る実践教育（インターンシップ教育）の場として、令和元年度後期より 3 年次での開業歯科医院における臨床実習を開始した。教育施設である開業歯科医院の数も順調に増え、令和 5 年度には 95 施設となった。医科歯科総合病院では、4～5 名の実習生が班別ローテーションにて専門診療科で系統立てた診療形態を学び、開業歯科医院では、1～2 名の実習体制で総合的診療形態での処置の進め方や歯科衛生士としての介入と患者管理の手法を学んでいる。就職先の多くは開業歯科医院と

なることから、さらなる実践教育の充実と実習指導者との連携を深め、本学の強みとして学外へ発信していきたい。また、令和3年度から医科歯科総合病院における臨床実習において、短大・病院連携作業部会の設置や短大教員の診療参加等により実習指導者との臨床教育に対する認識の共有が図られ、実習内容や学生対応を含め、効果的な実践教育を実施することができている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教養教育では、「学位授与の方針」である目指すべき人物像と修得すべき能力に基づきそれぞれの専門職種に必要な豊かな人間性と職業倫理観の獲得、国際化に視点をおいた幅広いコミュニケーション能力を身につけることを目的とし、16科目を開講している。講義や演習・実習、教育方法などの授業の方法については、より教育効果の高い方法を検討し、シラバスに明記し、教養教育と専門教育との連携を「カリキュラムツリー」に示している。

シラバスの教養科目の一般目標では、専門教育との連携を図り、医療従事者としての将来を視野に入れた内容に設定されている。

成績評価は、学則第15条の3「成績評価基準等の明示等」に準拠し、学習成果に焦点を当て適切に実施している。教養教育の授業担当者は主として学外講師であるが、評価責任者は学内の専任教員が担当し、最終的な評価を行っている。専門教育同様、科目の最終授業日に受講学生を対象とした「授業評価アンケート」を実施し、評価項目の集計結果と学生のコメントを公開し、授業担当者からは集計結果に対するコメントを聴取している。また、学生を教育改善委員とし各学年2名ずつ選出し、学生からのヒアリングを実施している。このように学生・教員双方向から教育の効果を測定・評価し、授業改善に繋げている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

専門職業人を育成する学科であることから、教育の理念を基に、専門職種に必要な知識の理解や技能の修得とともに教養教育も含め、体系的に教育課程が編成されていることをシラバスの「カリキュラムツリー」の中で示している。

教育効果については、教育課程修了後、歯科衛生士の国家資格を取得していることから、卒業までの期間内で獲得や測定が可能であり、また、各専門分野への就職率が高いことから職業教育の実践的価値は担保されていると考える。学生の就業力育成教育の充実を図る目的で、これまで選択科目であった「キャリアデザイン」を平成28年度に必修科目へと移行し、さらに令和4年度より医科歯科総合病院勤務の歯科衛生士を講師に迎え、病院における歯科衛生士の業務と役割を学ばせる連携授業を展開し、3年次の臨床実習に向けて学生のモチベーション向上に取り組むなどの教育改善を進めている。

また、職業教育の効果を測定・評価することを目的として、卒業生とその就職先である各歯科診療所や施設に対し質問紙調査を行い、結果を職業教育や就職指導に活用している。就職先からの質問紙調査の回収率は令和3年度は48施設中20施設回答（41.6%）、令和4年度は28施設中14施設回答（50%）、令和5年度は13施設中9施設回答（69.2%）であった。卒業生対象の回収率は、令和3年度は12.5%であったが、令和4年度は59.3%、令和5年度は75%であった。回収率をアップするために、令和4年度よりWebへ回答形式を移行し、学習成果の点検と教育の質の向上に努めた。また、学生を対象とした調査では、最終学年時にインターンシップ教育として行っている臨床・臨地実習による技術・知識等の修得状況についても質問紙調査を実施し、その結果を踏まえ教育改善を行っている。改善の一つとして、令和3年度より、臨床・臨地実習先である福岡歯科大学医科歯科総合病院の指導者と短大教員とが連携する短大・病院連携作業部会を設置し、臨床教育の充実を図るため、令和5年度に歯科衛生士実習指導者育成プロジェクトとして全6回の指導者研修会を実施し、指導者の資質向上に取り組んだ。今後も双方の立場から意見を出し合い、臨床実習の改善・質の向上に努めていく。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検してい

る。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と対応し、基準Ⅱ-A-1で示したように学修成果に対応していることは明らかである。

また、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、平成29年4月1日学校教育法施行規則改正に併せて改定され、「大学案内」「学生募集要項」「学生の葉・シラバス」等に明記している。本学の教育理念を理解し、本学で学びたいという強い意欲と情熱があり、一定以上の学力を有する者、またはそれに相当する者が入学を希望し、所定の試験に合格した者の入学を許可することを「入学試験要項」に明記している。

入学前の学力の把握と評価について、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に示すとともに、「学生募集要項」に高等学校からの推薦書や調査書、短大・大学の成績証明書や高等学校卒業程度認定の合格成績証明書を対象とすることを明示している。また、令和5年度の一般選抜から学科試験科目を従来の国語と生物だけではなく、数学と英語を加え、4科目の中から1科目選択する形式に変更した。さらに英語は、学科試験は行わず、外部検定試験（実用英語技能検定：準2級以上）を活用し評価している。

入学者選抜の方法は、令和3年度に、名称並びに選抜方法を一部変更し、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校推薦・公募推薦）、一般選抜（A日程・B日程）、および社会人を対象とした社会人総合型選抜を行っている。令和5年度入学者選抜から学校推薦型選抜の「離島推薦」を新設した。いずれの選抜方法においても「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に基づいて行っている。

入学者選抜は、本学での勉学に強い意欲と情熱を持っているかどうかを確認し、一定以上の学力と人物を合わせた総合的評価を行い、可否の判定を行っている。特に、総合型選抜・社会人総合型選抜・学校推薦型選抜（離島推薦）に関しては、本学を志望する理由、目指す歯科衛生士像、自己アピール等を記述した自己推薦書の提示を求め、人物の評価の参考として活用している。面接では、受験生に公平かつ十分に対応できるよう配慮し、基礎的な学修能力・入学希望の強い意欲と入学後の学修に対する情熱を確認すると同時に、受験生の思いを十分に引き出すよう努めている。また、社会人入学希望者に対しては、成績のみならず社会人経験を十分に考慮したうえで、人物像を含めた総合判定を行うことを高校訪問時やオープンキャンパス等で公表している。

専攻科の入学者選抜は、3年制の歯科衛生士養成校の卒業（見込み）を出願資格とし、口腔保健衛生学の学修に必要な知識と技術を有し、臨床・研究に高い目的意識をもち、倫理観とコミュニケーション能力を兼ね備えた者を選抜対象としている。近年、専攻科入学生は他の養成校の卒業生が徐々に増えており、令和4年度は入学者21名のうち外部の養成校からの入学者は4名、令和5年度は入学者25名のうち外部の養成校からの入学者は2名を占めた。

入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）に関する高等学校関係者の意見聴取については、高等学校教員対象オープンキャンパス（年1回実施）にて参加教諭の意見

を聴取し、入試委員会にて情報共有を行っている。また、高等学校訪問時に訪問担当者が高等学校関係者（進路担当教諭もしくは3年担任教諭）に対し、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と合わせて説明を行い、意見を聴取している。平成29年度からは、学外有識者（福岡県歯科医師会、福岡県歯科衛生士会、歯科診療所院長）および学生代表から編成される「3つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会」を年に一回開催し、本学の3つのポリシーについての意見を聴取し、定期的に点検を行っている。高等学校教員対象オープンキャンパスについては、令和2年度より福岡看護大学と合同で開催し、多くの教員に歯科衛生士の魅力を周知する機会を得ている。加えて、高大連携協定を令和3年度は筑紫女学園高等学校と、令和4年度には福岡市立高等学校4校と締結し、高等学校の授業の一環として歯科衛生士の職業紹介や体験学習を行っている。また、受験生対象のオープンキャンパスについては、令和3年より来学せずとも同様の説明が受けられるオンラインでの実施や動画配信を開始した。さらに、令和4年度より参加生徒1名に対し、本学学生1名が個別でアテンドする体制に強化した結果、参加アンケートでは受験生及び保護者から高い評価を得ている。

授業料やその他入学に必要な経費については、学生募集要項、学生の葉・シラバスに記載している。本学は臨床実習を福岡学園グループの医科歯科総合病院や介護保険施設、福岡歯科大学同窓生の開業する歯科医院で行っているため、実習にかかる経費を別途徴収することは行っていない。

本学は組織が小さいため、アドミッション・オフィスは設置していないが、選抜に関する規則を整備し、入試委員会を中心に適切かつ公正な入学者選抜が実施されるよう定期的に委員会を開催し、検討を行っている。また、受験者からの問い合わせについては、メール・電話にて入試係が受け付け、必要であれば来学してもらいミニオープンキャンパスを開催し対応している。また、オープンキャンパス時にも入試担当者による説明を行うとともに、個別相談会を実施している。入試委員会は事務職員も構成員となり、選抜方法や合否判定にも関わり、学生募集・入学者選抜全般を教職員間で一貫して対応できる体制を整備している。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6の現状＞

各専門分野で養成されるべき能力の育成は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）として具体的に明記している。また、学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と各科目の到達目標の関連性については「カリキュラムツリー」にて示している。

教育課程終了後、ほとんどの学生が歯科衛生士の国家資格や短期大学士の資格を取

得していることから、卒業並びに修了までの期間内での学習成果の獲得や測定は可能であると考えられる。

また、科目ごとの学習成果については、シラバスに具体的な「行動目標」や「到達目標」など一定の水準に基づき設定し、1年次生には入学時、在学生には新学期のオリエンテーション時に明示・説明し、獲得できるよう支援している。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

GPA は、「福岡医療短期大学 GPA に関する実施要項」として「学生の葉」に明記され、教育課程における学修到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質保証と学修支援等に活用することを目的に平成 31 年に作成され、成績評価にも活用している。GPA 分布や単位取得状況については半期ごとに取りまとめ、量的・質的データとして教授会で確認し、学生指導に活用している。

学則第 31 条で、本学所定の課程を修了し、卒業試験に合格した者に卒業の認定がなされ、学位授与については、学則第 31 条の 2 で卒業を認定された者に短期大学士（歯科衛生学）の学位が授与されると示されている。多くの卒業生は国家試験に合格し免許を取得して、専攻科への進学や専門職として就職をしている。今後も進級や卒業認定のための学修成果の量的・質的データを活用し、学修支援や進路指導を行っていく。

学生の業績の集積（学修ポートフォリオ）は、各学科の助言教員が学生の学修支援や進路指導に活用している。学生は、自身の活動を振り返る「自己評価」として 1 か月ごとに教員に提出し、教員からのコメント（アドバイス）を「他者評価」として活用している。令和 3 年度より、学生は 1 ヶ月毎に目標の振り返りと設定を、助言教員は速やかなフィードバックをする体制の徹底を図った結果、学修ポートフォリオの満足度において、令和 4 年度の 2.67 ポイントから令和 5 年度は 2.91 ポイントと、満足度の向上につなげることができた。一方で、紙媒体への手書き記入であることから、学生の取り組みやすさや教員指導の効率化等の観点から、電子化の検討を進めていく。

ルーブリック評価については、基礎実習の技能・態度の評価において多用している。また、臨床実習では総合的な評価項目一覧を作成し、尺度評価による達成目標の可視化を図った。ルーブリック評価では、あらかじめ自己評価項目が提示されていることから、修得して欲しい項目の把握ができ、目的意識が明確になると同時に自分自身を

振り返るなど、学生の学修意欲の向上や自己省察、それによって課題や改善点を明確につなげるなど有効に活用している。さらに、令和元年度にディプロマ・ポリシーに対応した情意領域のコモンルーブリックを作成し、令和4年度からは進級時と卒業前に調査を開始している。

PROGテストは、本学が専門職種を養成する学科であることから一般的な文系・理系の学科と比較分析することは難しいが、汎用的能力を測る他の主観的評価法（短大学生調査等）との相関等を教育支援・教学IR委員会で分析し、効果的な活用法の検討を進めている。

学生IR調査については、学生の大学生活や学修などに関する情報を収集・分析することで、学生の視点を重視し、教育成果を身につけさせるための調査として実施している。これらの調査で得られた「学生の学修成果に関するIRデータ（GPA分布、課外学修時間調査、各種アンケート結果など）」の他「退学者率」、「学位授与率」、「就職率」、「卒業生アンケート」等のデータに基づき、学修成果の獲得状況を分析し、学務・FD委員会にて改善事項を検討する等改善と取り組みを継続して行っている。

以上に示す量的・質的データに基づく学修成果の評価についてはホームページ等に公表している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

学生の卒業後の評価として、卒業生及びその就職先である各歯科診療所・施設等に対し、質問紙調査を行っている。回収率は、令和3年度は48施設中20施設回答(41.6%)、令和4年度は28施設中14施設回答(50%)、令和5年度は13施設中9施設回答(69.2%)であった。卒業生対象の回収率は、令和3年度12.5%、令和4年度59.8%、令和5年度は75%と増加傾向を示した。回収率をアップするために、令和4年度よりWebへ回答形式を移行した成果と考えられる。引き続き学習成果の点検に活用し、教育の質の向上に努める。

本学卒業生の就職先は、主に歯科医療関係施設であり、近年、求人数が増加し非常に安定した求職状況である。卒業生は国家資格を活かし、歯科衛生士として医療・保健・福祉の現場で活躍している。これらの施設は卒業生の所属先というだけでなく、在学生のインターンシップ教育の実践の場（臨床・臨地実習、介護実習、ボランティア、卒業研究等）を兼ねており、教員は引率・実習巡回などの機会に、直に在学生や卒業生に対する現場の評価などを聴取し、学科の基礎教育にフィードバックすると共に、学生の就職活動時の助言に活かしている。特にキャンパス内の医科歯科総合病院や2つの介護保険施設における卒業生との交流は密に行われ、基礎教育の見直しや充実に直結させて学習成果の点検に活用している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

学位授与の方針（ディプロマポリシー）と学修成果の対応を明確にするため、令和元年度に自己点検・評価委員会にて作成した情意領域のコモンルーブリックの評価表の文言をさらに改善し、令和3年度3年次生に実施した結果、約7割の学生が基準評価値3以上であると自己を評価したことから、本学の3年間における情意領域の教育はある程度醸成されていると評価できる。この結果を踏まえ、令和4年度からは進級時と卒業前にコモンルーブリックによる評価を段階的に行っている。精度を上げるためこれまで実施してきた汎用的能力を図る PROG テストの経時的変化の分析を含め、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人物像を目指して社会の求める専門職種の育成に努めるべく、ディプロマ・サプリメントへと発展させたい。

卒業後、即戦力となり得る実践教育（インターンシップ教育）の場として、令和元年度後期より3年次での開業歯科医院における臨床実習を開始した。教育施設である開業歯科医院の数も順調に増え、令和4年度には93施設、令和5年度には95施設となった。就職先の多くは開業歯科医院であることから、さらなる実践教育の充実に向け、開始時期や期間、実習内容などを検証する必要がある。

歯科衛生士は、周産期から終末期にまで及ぶ全てのライフステージへの対応が求められる。超高齢社会のニーズに対応した教育の充実と幅広く深い教養を培うことを目的に、2年次の選択科目「介護研修Ⅰ～Ⅳ」を令和4年度入学生より「選択必修分野」から「専門分野」に組み替え、科目名を口腔・全身介護論（5単位）と改め、「必修科目」と位置付け入学者全員が資格取得できる支援体制に組み替えた。口腔・全身介護論は2年次科目に当たるため、令和5年度の授業評価アンケートの結果を参考に実施状況を検証する。

職業教育の効果を測定・評価することを目的に行っている卒業生とその就職先である各歯科診療所や施設に対する質問紙調査において、基礎実習の充実を求める回答結果が得られた。そのため、令和4年度より、卒業後、即戦力となり得る歯科衛生士を社会に輩出するため、実習内容の見直しを開始している。

入学者選抜に関しては、令和3年度から選抜の名称並びに選抜方法を一部変更し、入学者確保に取り組み、さらに、ホームページの刷新や SNS を活用した学生情報の発信を行うなど、高校生の活用するツールの充実を図ってきた。しかし、入学者の定員未充足が続いており、学生確保に繋げる学生募集活動と広報の工夫が課題である。

平成31年度より学修支援としてのポートフォリオの見直しを図り、様式の変更（3年間分を1冊にまとめる）、記入時間の設定、提出周期の短縮など、学生の目標達成に向けた学修への取り組みの計画立案・振り返り・改善計画のPDCAサイクルの強化に取り組み、学生の満足度が向上した。一方で、モチベーションの低い学生や助言教員のサポートの差により、潤沢に運用されていない面も未だにある。今後は、電子化を含め日常的にポートフォリオを学生自身が活用する仕組みの構築の検討を進める。

学習成果の測定は、令和3年度より IR 専任教職員が配置されたことから、IR 情報を十分に活用し、国家試験対策の充実や学習成果の獲得状況の具体化を進めてきた。しかし、国家試験100%合格の成果は得られておらず、今後も検討を継続する。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教育の理念および学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、教員はその方針に対応した教育目標を科目ごとに、一般目標、学修目標、行動目標としてシラバスに示し、その到達段階を成績評価基準により評価している。シラバスには、すべての科目に

において「形成的評価、総括的評価、フィードバック方法」を明示しており、この基準に基づいて学修成果の獲得状況を評価することを学生に周知している。

教員は、学生の学修成果の獲得状況について、成績評価基準に基づく評価結果やGPA等により適切に把握している。

また、前期・後期授業終了後、単位認定されるすべての授業科目において、学生による「授業評価アンケート」を実施し、集計結果を担当教員にフィードバックし、授業改善に努めている。アンケート結果は、本学ホームページ上で、学生および外部に公表している。

授業・実習担当者間の意思疎通や協力・調整について、専任教員間では教員会や授業担当者同士での打ち合わせを行っている。また、兼任・非常勤講師や臨床・臨地実習指導者、介護実習指導者を含め、各学期開始前に学年担任主導のもとで連携調整を図り、授業・教育方法の改善策を協議し、授業や実習に臨んでいる。特にインターンシップ教育においては、実習開始前に指導者との綿密な打ち合わせや会議の実施、実習開始後も定期的に打ち合わせや協議を行い、学生の理解力や技術習得状況にあわせて授業・実習内容を適宜調整し、学習成果の獲得に努めている。令和2年度から令和5年度の間、新型コロナウイルス感染症への対応として、毎朝の検温やマスクの学内着用の徹底を図るとともに、朝夕の公共交通機関のラッシュアワーを避けるため、講義時間を80分に短縮し、始業時刻を9:30、最終講義終了時刻を16:00とし、学生の感染対策に努めた。さらに、基礎実習ではガンガードの着用や処置前の含嗽剤による口腔内消毒の徹底を図り、講義・マネキン実習・相互実習のすべてを実施し、学生の学習成果獲得を支援した。3年次の臨床実習においては、実習先と協議し、令和3年度には臨床現場での実践教育を再開させた。

教員は、教育目的・教育目標の達成状況を、シラバスに記載した評価の観点および評価方法に従って出された成績評価に基づき把握し、評価している。さらに、学期毎の教育過程における学修到達度をGPAで示し、学修成果の獲得状況を客観的に把握・評価し、確認している。学期毎に設けられたGPA基準に基づいて、ポイントの低い学生に対しては学年担任・助言教員・学科長、保護者を含めた個別面談指導を段階的に行うシステムをとっている。

履修・卒業指導については、新学期に行われるオリエンテーションで学年担任が学生全員に指導し、個別指導については学年担任主導のもと、各助言教員と協力して学生を支援する体制をとっている。また、履修や卒業に対する支援は、教員と保護者との連携を重視しており、成績不振や欠席過多の学生への対応として、先ず学年担任が対処し、改善が見られない場合には留年や退学を未然に防ぐため、早期に保護者召致を実施、助言教員とともに生活指導と学修支援に対して家庭からの理解と協力を要請する体制を整えている。学年担任が中心となって対応した個々の学生の情報は、教員会議で共有を図り、学修成果獲得に向けた支援を全教員で行っている。さらに、「国家試験合格100%作業部会」と「福岡医療短期大学教育支援・教学IR室」が協力し、学生個々の成績の分析・対策の強化を図っている。

事務課職員は、建学の精神、教育の理念を理解・認識し、教育目的・目標の達成状況を把握、学修成果達成については職務を通じて認識し、履修および卒業に至る丁寧な

支援・指導を行い学生支援に貢献している。

履修科目の登録や成績評価、卒業単位数や出欠状況の管理は、事務課のパソコンで一括入力され、教員と事務職員と共同で適切に保管管理している。さらに、学生の出欠状況は定期試験の受験資格審査にかかわる重要な要件であることから、各学年担任は出欠状況の点検を定期的に行い、状況の把握を事務職員と連携を図りながら、受験失格を未然に防ぐよう対応し、卒業に至る支援を常に行っている。また、学生指導や学生との連絡を密にするため、時間割変更や諸連絡には学生ホールに設置している「学生掲示板」やMicrosoft365のメールで行っている。また、令和5年度より全学生がMicrosoft365を活用できる体制を整備し、講義資料の共有や学生指導に活用している。新学期のオリエンテーション時には「学生生活調査」を実施し、教職員が学生の生活状況について十分把握する体制を整えている。さらに、事務課を中心に施設設備等を点検し、学修成果の獲得に向けた学修環境の支援も行っている。

施設設備および技術的資源については、単科大学で教職員数も少ないため、すべての教育資源を教職員が掌握し、学修成果の獲得に向けて有効に活用している。

情報図書館分室は、福岡歯科大学情報図書館の分室として、「福岡医療短期大学情報図書館分室規程」により管理・運営されており、図書館司書を持つ職員を1名配置し、学生の学修意欲の向上のために学生が活用しやすいよう、常に図書館の整備を行い、新着図書の紹介や希望図書のアンケート調査の実施など、学生の読書や図書館利用を促進するように努めている。情報図書館分室は、専門的な研究を対象とする図書だけでなく、学生の授業に関連する図書および教員の教育に関する研究図書を蔵書の基本としており、卒業研究や専攻研究などの文献検索用パソコンも設置され、有効活用されている。なお、卒業研究や専攻研究の制作物は、年度ごとにまとめ、図書館に設置された鍵付きの書庫に保管されている。

事務課には、各事務職員に1台のパソコンと教員用のパソコン数台を設置している。また、講義やオープンキャンパス時等に使用できるノートパソコンを複数台備え、講義や大学運営に活用している。

学生に対しては、学生貸出用パソコンおよびタブレットや学内LANの整備、令和5年度より全学生がMicrosoft365を活用できる体制を整備し、快適に学べる環境作りを支援している。令和5年度には、専攻科の研究活動の充実を目的に、専攻科研究室に専用パソコンを3台増やすなど、学修環境の向上に努めている。さらに学生が学外からもアクセスして講義資料の閲覧やレポートの提出ができるMoodleも活用し、効率的な学びを支援している。

教職員は、学園が実施する情報管理のセキュリティ研修やコンピューター利用技術向上のための研修の受講等により、教育課程および学生支援の充実のためのコンピューター利用技術の向上に努めている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大時の自宅待機を余儀なくされた学生の学修環境を確保するために、遠隔授業に対応できる技術を修得し、学生の継続的な学びを支援した。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本科および専攻科の両合格者には、合格通知書とともに「入学手続案内」を送付後、「入学許可書」およびオリエンテーションのスケジュールや購入物品一覧等の書類を郵送し、情報を提供する他、本科の入学予定者には入学前教育として課題を送付し、入学までの学修意欲の維持に努めている。

また、新入生は入学式当日の午後および翌日の1.5日間をオリエンテーション期間に設定し、学年担任が主体となって、学長・学科長協力のもと「学生の葉・シラバス」を用いて学位授与の方針や学則説明の他、教育課程編成・実施の方針を基に立てられた各教科の到達目標の説明や学修方法、評価、授業内容や選択科目の履修についてガイダンスを行い、学修の動機付けに繋げると同時に学修成果の獲得に向けた指導を行っている。また、専攻科入学者のうち他校出身者については、さらに本学の教育の理念等について、個別オリエンテーションを実施し、学修活動への適応が円滑に行えるよう支援している。他学年においても同様に新学期にオリエンテーションを実施している。「学生の葉・シラバス」は学生には紙媒体で配布し、学外に向けてはホームページにおいて「学生の葉・シラバス」の抜粋を公表している。

基礎学力が不足している学生への対応として、定期試験前から専攻科学生のTA（ティーチングアシスタント）による課外の学習機会を作り、学習成果の獲得に向けた支援をしている。また、成績不振学生を早期に把握するため、入学直後に本学独自の「基礎学力試験（数学、英語）」を行い、その結果を福岡医療短期大学教育支援・教学IR室専任教員が分析し、学習の早期支援に繋げている。加えて、定期試験において未取得科

目の多い学生に対しては、再試験前の補習、学年担任と助言教員による面談や個別指導、保護者召致を行い、生活指導や学習支援に向けた取り組みを行っている。

学生の修学上の不安や悩みなどは、学年担任と助言教員が協働し、学習成果の獲得に向けた支援体制を整えている。また、学習計画を立案し、修学状況を振り返り自己省察を行う「学修ポートフォリオ」を毎月助言教員に提出することで、修学への助言や励ましを行うシステムを導入し、学習成果の獲得に向けた個別支援の強化を図っている。

さらに全教員がオフィスアワーの時間を「学生の葉」に記載しており、学生は担任や助言教員以外の教員からも必要に応じてサポートを受けることが可能となっている。こうした体制は、問題の早期発見・解決のための適切な助言・指導を可能にし、学生生活を円滑に行う支援となっている。専門的なケアが必要な心の悩みに関する相談には、学内に設置している「学生相談室」や医科歯科総合病院にある「保健管理センター」にて臨床心理士によるカウンセリングで対応している。

通信制の学科は現在のところ設置していない。

学習進度の早い優秀学生に対する学習支援として、3年次に希望する学生を専攻科生と共に海外研修に参加できる体制を整備している。近年は新型コロナウイルス感染症や社会経済状況の影響により海外研修を実施できていないが、平成28年度に4名参加の実績がある。

本学は、歯科衛生士国家試験受験資格を取得するためのカリキュラムを実施しているため、留学生の受入れ・派遣は現在のところ行っていない。

学習成果の獲得状況については、令和3年度に設置された教学支援・教学IR室専任教員および国家試験100%作業部会が中心となり、歯科衛生士国家試験結果と各種試験結果を比較し、学習成果の獲得状況を可視化、把握し、学修支援方策を提案している。学期末ごとの成績は数値的データに基づいて分析を行い、国家試験合格に向けた学修支援方策を学務・FD委員会、教授会において点検している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のため、学年担任と助言教員および事務職員が日々の学生指導および厚生補導等を各種アンケート調査の結果に基づいて、組織的に行っている。

学友会は「福岡医療短期大学学友会会則」に基づき、学生である正会員、特別会員（非常勤講師を除く教員）から組織され、会長、総務委員長、学年委員長、学年委員からなり、短大学長が会長として学友会を支援している。また、年1回総会を開催し、財務執行状況や学生生活の課題について審議している。学園行事として毎年学園祭があり、「福岡歯科大学学友会」「福岡看護大学学友会」と本学学友会が共催で企画・運営し、全学生が主体的に参画できる活動の機会となっている。クラブ活動に関しては、本学の学生は福岡歯科大学のクラブ活動に参加が可能となっており、夏季・冬季に行われる「全日本歯科学学生総合体育大会」に参加する学生に対し、学友会と学生後援会から参加費の一部を援助する活動支援を行っている。また、学内では学生の希望により平成25年に「ダンス愛好会」が設置され、それに伴い、ダンス練習用の大きな鏡を用意する等支援を行い、前出の学園祭等でダンスを披露している。

交流や昼食の場として、コミュニティホール1（120名収容）やコミュニティホール2（90名収容）、コミュニティホール3（60名収容）、学生ホールを整備している。その他に、キャンパス内には学生食堂TOMATO（439名収容）があり、昼食時には本学学生も利用している。なお、コミュニティホール1では昼食時に売店を開設している。また、本学校舎内には、各フロアーに懇談用ソファの設置や保健室の整備、緊急時の対応としてAEDを1階事務室前の壁に設置している。

学生の住宅環境の支援については、下宿・アパート・マンション等の宿舎が必要な学生には、事務課から近隣の不動産業者を紹介して対応しており、オープンキャンパスや入試当日にも希望者には情報提供を行っている。

本学は地下鉄七隈線次郎丸駅より徒歩8分、西鉄バス福岡歯科大学前バス停より徒歩5分、西鉄バス次郎丸団地バス停より徒歩8分と公共交通機関での通学に適した立地である。これらの公共交通機関を利用する学生のために定期券の購入方法についてもオリエンテーションに案内する等の配慮を行っている。自転車やバイク（登録制）、自動車（許可制）での通学者も多く、学内に駐輪場と学生駐車場を設置している。

学生の経済的支援制度として、「福岡医療短期大学特別奨学生制度」や「福岡医療短期大学学生後援会口腔介護支援基金」を設け、年間授業料の一部免除や補助金給付を行っている。また、「やむを得ない事情により学生納付金の納付猶予を希望する学生に

は納付猶予を受ける制度「学校法人福岡学園学生納付金滞納者に対する納付の催告、督促及び処分に関する規則」を設けている。その他、外部奨学金制度の「日本学生支援機構奨学金制度」に加え、「山口県ひとづくり財団奨学金」「公益財団法人ふくわ奨学金」、国の教育ローン（日本政策金融公庫）、定型教育ローンなどを学生に広報するとともに、希望学生への支援を行っている。

学生の健康状態の把握として、毎年4月中旬に全学生の健康診断を実施している。また、将来、医療職として就業した際に肝炎ウイルスに感染する危険に備え、希望者に対しB型肝炎予防ワクチンを接種させるとともに、希望者には新型コロナウイルスワクチンやインフルエンザワクチン、HPVワクチンの学内接種にも対応している。令和2年度より新型コロナウイルス感染対策の観点から学生の体調の自己管理を強化し、毎日朝・昼の体温をポータフォリオ等に記録させるとともに、発熱時の対応について取り決め等も含め、文部科学省等からの通知をもとに適宜注意喚起を行い対処している。また、教室の座席の配置や換気、消毒を徹底し、安全な学修環境の整備による健康支援に取り組んでいる。

学生のメンタルヘルスへの支援として、学内に設置している「学生相談室」の相談員や50周年記念講堂4階にある「保健管理センター」の臨床心理士が、対面カウンセリングや電話、メールにて対応している。学内の学生相談室への相談件数は、自主的な相談、教員を介した紹介、いずれも5名程度であり、個々に相談員がカウンセリングし、必要に応じて保健管理センターへ紹介している。保健管理センターへの学生相談件数は、令和4年度の開始年は33件であったが、令和5年度は178件であった。令和4年度から4月に保健管理センターによる学生健康アンケートを実施し、学生の現状把握を行い、総合的な学生支援と専門的な学生相談の充実を図っている。今後も、保健管理センターと連携し、身体的・心理的悩みを抱える学生の支援に取り組む。

学生生活上の悩みについては、学年担任や助言教員によるオフィスアワーを利用して適時きめ細やかに相談に応じている。また、ハラスメントについては、学園内にハラスメント防止等対策委員会が設置され、「学校法人福岡学園ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、短大教員、事務職員各1名が相談員として配置されている。相談員はハラスメント相談の窓口となっており、学生・教職員一人ひとりの人権が尊重される体制を整えている。相談員の氏名および連絡先等は、ホームページや「学生の葉」、学園が発行するポスター等に記載され公表されている。

学生生活についての意見や要望は、随時学年担任や助言教員を通じて聴取するよう努めている他、学生の満足度調査として学生IR調査を全学生に毎年実施し、「授業や実習など教育に関する項目」、「短大での学生生活に関する項目」、「短大の施設設備に関する項目」、「アルバイトや余暇の過ごし方に関する項目」など41項目の多岐にわたる内容について学生の意見や要望を聴取している。令和3年度に設置された教学支援・教学IR室専任教員が分析し、結果を学務・FD委員会および教授会において教員全体で共有し、改善策を検討している。

留学生の受け入れに関しては、これまで行われていない。

本学は、医療・保健・福祉の担い手である歯科衛生士という国家資格を有する専門職を養成する短期大学であり、国家資格を取得する目的で社会人入学希望者も増えてい

る。社会人学生は高い職業意識やモチベーションをすでに有しているため、特別に学修支援は行っていない。社会人学生の存在は現役で入学してきた学生への学修意欲を高める良い刺激となっており、今後も積極的に受け入れていく。

障害者の受け入れについては、「歯科衛生士法」に定められた欠格事由があるため若干の規制はあるものの、障害を持つ入学希望者の学修意欲を増進させ、卒業・就業に向けた適応能力の育成を目指して受け入れる体制を敷いている。令和5年度より障害者基本法並びに障害を理由とする差別解消の推進に関する法律とその他の法令の定めに基づき、障害学生支援に関する基本方針に即して障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的に「福岡医療短期大学障害学生支援規則」を制定し、同年8月より施行を開始し、申請があった場合に速やかに学修支援に対応できる体制を整備した。また、過去には玄関ロスロープや多目的トイレ、階段昇降機などの施設整備の充実を図り、学生生活支援も併せた支援体制を敷いている。

長期履修生については、学則第40条「外国人学生、長期履修学生及び社会人入学」が規定されている。また、「福岡医療短期大学歯科衛生学科長期履修学生規則」を令和3年4月に改正した。

外部からのボランティア等の募集に応えるため、学友会委員の中にボランティア担当学生を配置し、学生主体で学生への情報提供に努め自主的参加を促している。特に、医療系の教育機関として、臨床・臨地実習や介護実習先の福祉施設と密接な関係があることから、これらの施設の行事ボランティアへの協力要請が多く、学修成果を確認する場として、また、本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」の取得要件として評価している。さらに、学園が主催する「かふえもりのいえ（認知症カフェ）」の支援ボランティアに学生が参加し、地域住民との交流を図る場となっている。

令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大により直接的なボランティア活動に制限が発生して以降、その対応策として間接的なボランティア活動に切り替え、現在も継続して行っている。内容としては介護施設利用者が卓上で使用するゴミ箱（新聞広告を活用したゴミ箱折り）の作成、介護施設敷地内の環境整備（花壇や庭の清掃）、および季節の掲示物の作成を定期的に行い、学生は積極的にボランティア活動に取り組んでいる。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学における就職支援のための教職員の組織として、就業力支援委員会がある。学

長が委員長となり、学科長と教員6名、事務職員2名で構成されている。

就職支援のための設備として、事務課前に求人票の掲示板を設置し、適宜求人情報を掲示している。歯科衛生業務のキャリアアップを目的に職場を変わる卒業生も多いため、常時学内の掲示板に既卒者も対象に含めた就職情報を掲示している。また、オンラインでの面接、研修等に参加する学生のためにセミナー室やパソコンの貸出を行っている。

就職支援体制として、就職支援担当教員、事務職員及び学年担任が協力し、学生の個別相談や指導に当たっている。就職活動については、学生は、求人票から就職先を選択し、求人先の見学を行った後、面接へと繋げている。支援教職員は、学生の特性や希望と求人先の特徴や雇用条件とのマッチングを重視し、適宜アドバイスを行っている。また、就職活動に伴う「授業欠席届」や「見学、面接実施指示書・報告書」を提出するよう指導し、学生の活動状況の把握と指導に努めている。進学・留学希望者に対する相談や受験のための指導も助言教員や担任、職員と連携し行っている。

就職状況の分析・検討については、卒業時までの就職状況を適宜把握し、卒業後も可能な限り把握に努め、次年度の就職支援に活用している。就職活動並びに進路決定時期は、国家資格の取得を第一の目標としているため、一般的な大学とは異なり、卒業試験並びに国家試験終了前後の1月から3月の時期に決定する者が多く、さらに、求人も豊富にあることから、国家試験合格発表後に活動を開始する者も少なくない現状にある。そのため、令和元年度より、開業歯科医院臨床実習施設や企業等を対象とした就職ガイダンスを開催し、就職への意識付けを強化し早期に就職先を決定させるよう努めている。

【歯科衛生学科】

キャリア形成の一環として、2年次に「キャリアデザイン」、「コミュニケーションスキル」や「接遇」の授業を行いコミュニケーション能力を育むとともに、3年次生に対しては「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」において社会で働く卒業生を招き、「歯科衛生士としてのやりがい」や「資格取得を目指すにあたってのアドバイス」等を行い、資格取得への意欲の向上や就職活動への動機付けを行っている。令和元年度より、開業歯科医院臨床実習施設や企業等を対象とした就職ガイダンスを本学で実施し、就職先から直接情報収集できる機会を設けることで就職先とのミスマッチを防ぐための支援を開始した。年々参加歯科診療所数は増加しており、令和5年度は35医院が参加した。

近年は、訪問診療を行っている歯科医院の増加や、チーム医療による歯科衛生士の活動範囲が拡大されているが、本学では2年次に実施する介護研修を選択科目として設け「介護職員初任者研修修了」の資格取得を積極的に支援している。口腔にとらわれず全人的な関わりを持つための視点を身につけられることから、この資格取得は就職活動の際の強みとなっている。また、平成24年度入学者より、歯科衛生士免許取得後に、本学独自の認定である「口腔介護推進歯科衛生士」を授与し、本学専門教育の質の保証とともに就職のための資格取得支援の一環としている。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

歯科衛生士国家資格を取得した上で、キャンパス内の医科歯科総合病院の専門歯科診療科にて歯科医師の直接指導のもと患者を担当し、就職後、即戦力としての活躍ができる人材の育成を行っている。令和5年度より専攻診療科2科を選択できる2期制および臨床実習ポートフォリオを導入し、スキルアップの推進を図っている。また、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げているように、1・2年次生の基礎実習における「アシスタント・ティーチャー」の役を課し、指導者として教育する力の育成に取り組むとともに、「口腔介護系実習」への参加を本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛生士」の認定資格要件とし資格を授与している。

ほとんどの専攻科修了生は、就職先として専攻した専門歯科診療科に関連した就職を決定しており、また、嘱託職員（最大3年間）として医科歯科総合病院に優先的に就職している。その他、歯科関連企業や総合病院への就職も増えている。さらに、臨床経験を積んだ専攻科修了生が他の歯科衛生士養成校の教員として活躍している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

無線LANやe-learningの充実について、令和4年度より、Moodleを活用して学外からもアクセスして講義資料の閲覧ができるようになったり、講義終了時から指定された時間内であれば何回でも取り組める確認テストを実施したりと、学生の講義時間外での学習を支援し各講義の理解の充実を図っているが、定期試験の成果としては十分とは言えないため、今後も継続して充実化を図る必要がある。

臨床教育における修学上の不安や悩みに対応するため、3年次における臨床教育において、実習先指導者との連携の強化を目的に定期的に「臨床実習アンケート」を実施している。しかし、年々、臨床教育の指導体制に対して否定的な意見が増え、基礎教育から臨床教育へ対応するのが難しい学生が増えていることから、学生が意欲的に学べるよう、指導者と短大との連携の強化を一層図る。

学生のメンタルヘルスへの支援について、学内に設置している「学生相談室」や50周年記念講堂4階にある「保健管理センター」にて対応しているが、学生生活の悩みなどから長期療養を余儀なくされる学生もおり、保健管理センターと短大との連携体制の強化が必要である。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

学位授与の方針の見直しとして、令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモンルーブリックについて、令和2年度に内容の見直しを行い、歯科衛生学科3年次の卒業時に試行した。その検証を含めて、卒業時の質保証を行う体制の構築も図りたいと考えている。

次に、教育課程の見直しとして、令和2年度入学生より2年次（令和3年度実施）の介護研修を「選択科目」から「選択必修科目」に改め、教養科目と組み合わせたカリキュラム変更の実施状況を令和4年度に検証する。

学生個人の学修成果獲得の目標達成の可視化とPDCAサイクルの強化を図るため、平成31年度より学修ポートフォリオの様式を改め、新たな形式で令和2年度入学生から開始したので、学修成果獲得を含めた学生自身の自己管理能力の向上を検証し、改善を図る。

歯科衛生学科では、卒業後の学修成果の獲得状況を可視化する指標である「就職先からのアンケート調査」の評価の精度を上げるため、調査施設数を増やすとともに回収率を50%以上とすることで、教育の質の向上・充実を図るPDCAサイクルを運用し、教育改善へと繋げる。

➡改善計画の実施状況

ディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモンルーブリックについては、令和3年度は、令和2年度と比較して、修正した質問項目で大幅に点数が増加した。質問文章を変えたことで、学生がより答えやすくなったと示唆される。令和4年度からは進級時と卒業前に調査を開始した。その結果、知識・理解の分野では統計学的な有意差は見られなかったが、進級時よりも卒業前の方が上位の割合が減少した項目が多かった。その理由として、卒業直前という時期で学生の自己評価が厳しくなった可能性が考えられる。さらに、令和5年度より「3つのポリシー見直し並びにカリキュラムマップ作成検討部会」によりディプロマポリシーと卒業時までには習得すべき学習成果の明確化に取り組んでいる。

2年次（令和3年度実施）の介護研修のカリキュラム変更については、「介護福祉士実務者研修修了資格」が取得できる選択必修科目として「介護研修Ⅰ～Ⅳ」を新設し、多くの学生が資格取得できる体制に見直しを図ったが、資格認定を受ける者が減少してきたため、令和4年度入学生より「選択必修分野」から「専門分野」に組み替え、科目名を口腔・全身介護論（5単位）と改め、「必修科目」と位置付け入学者全員が資格取得できる支援体制に組み替えた。口腔・全身介護論は2年次科目に当たるため、令和5年度の授業評価アンケートの結果を参考に実施状況の検証を継続する。

学修ポートフォリオについては、学生の目標達成に向けた学修への取り組みの計画立案・振り返り・改善計画のPDCAサイクルの強化に取り組んだ結果、学生の満足度が向上した。一方で、モチベーションの低い学生や助言教員のサポートの差により、潤沢に運用されていない面も未だにあることから、今後は、電子化を含め日常的にポートフォリオを学生自身が活用する仕組みの構築の検討を進める。

就職先からのアンケート調査の評価については、令和3年度よりIR専任教職員が配置されたことから、経年的な比較など職業教育の効果の評価を強化できた。令和4年度より基礎実習の充実を求める回答が多かった実習内容の見直しを開始している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーに対応した情意領域のコモンルーブリックについては、令和4年度からは進級時と卒業前に調査している。今後は、精度を上げるためこれまで実施してきた汎用的能力を図る PROG テストの経時的変化の分析を含め、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人物像を目指して社会の求める専門職種の育成に努め、ディプロマ・サプリメントへの発展を検討する。

次に、教育課程の見直しとして2年次の選択科目であった「介護職員初任者研修修了資格」を取得できる介護研修を、「介護福祉士実務者研修修了資格」が取得できる選択必修科目として「介護研修Ⅰ～Ⅳ」を新設し、多くの学生が資格取得できる体制に見直しを図った。しかし、前後期にわたり連続した選択科目であることや、履修内容が介護実務についている人に向けたものに重点を置かれていることもあり、資格認定を受ける者が減少してきたため、令和4年度入学生より「選択必修分野」から「専門分野」に組み替え、科目名を口腔・全身介護論（5単位）と改め、「必修科目」と位置付け入学者全員が資格取得できる支援体制に組み替えた。口腔・全身介護論は2年次科目に当たるため、令和5年度の授業評価アンケートの結果を参考に適宜教育内容の改善を図る。

臨床教育について、令和3年度より短大・病院連携作業部会を設置し、指導者と短大との連携を強化し、臨床教育の充実に取り組んでいる。しかし、「臨床実習アンケート」の結果、学生の満足度は十分ではなかったことから、各診療科の指導者と学生指導の中心となる学年担任間の連携強化に取り組む。

職業教育の効果の測定・評価・改善の課題として、本学が教育効果の指標として活用している卒業生や就職先からの質問紙調査を Web 形式への移行を検討し解答率を上げると共に、指摘事項を踏まえて基礎実習の教育計画を見直し、職業教育の質の向上に努めていく。

学生の業績の集積（ポートフォリオ）について、令和3年度より、学生は1ヵ月毎に目標の振り返りと設定を、助言教員は速やかなフィードバックをする体制の徹底を図った結果、学修ポートフォリオの満足度において、令和4年度の2.67ポイントから令和5年度は2.91ポイントと、満足度の向上につなげることができた。一方で、紙媒体への手書き記入であることから、活用できていない学生が若干名見られる。今後は学生の取り組みやすさや教員指導の効率化等の観点から、電子化の検討を進めていく。

無線 LAN や e-learning について、現在、Moodle を活用して講義資料の学外からの閲覧や、講義の確認テストの実施など、学生の課外学習の支援の充実を図っているが、定期試験の成果としては十分とは言えず、今後は、対象科目を増やし、事前学習・振り返り学習の充実から学習理解度の向上を支援する。

学生のメンタルヘルスへの支援について、学内に設置している「学生相談室」や50周年記念講堂4階にある「保健管理センター」にて対応しているが、学生生活の悩みなどから長期休暇を余儀なくされる学生もおり、保健管理センターと短大との連携体制の強化が必要である。

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】

【区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学の教員組織は表 1（教員組織の概要）に見られるように編成されている。専任教員数は 17 名で短期大学設置基準に定める教員数（13 名）に充足している。

専任教員の平均年齢は、44.1 歳（教授 58.0 歳、講師 40.0 歳、助教 35 歳）であり、専任教員の年齢構成は 40～50 歳代の教員が多い。専門的に経験豊富な教員による教育体制が整備されている。専任教員は、それぞれ博士 9 名（学長含）、修士 3 名、学士 5 名の学位を取得している。平成 30 年度に講師 2 名、令和 2 年度に講師 1 名が修士号、令和 4 年度に講師 1 名が博士号を取得した。歯科衛生学科専任教員においては、歯科医師は、認定医 2 名、専門医 1 名、指導医 2 名、歯科衛生士は、7 名のうち 2 名は全国歯科衛生士教育協議会認定の「専任教員認定歯科衛生士」資格を取得している。また、歯科衛生学科の専任教員には、口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修を計画的に受講させるよう学長・学科長が協議を行っている。専任教員の職位、学位、研究業績等については、短期大学設置基準の規定を充足しており、それらについては、ホームページ上に公表している。

また各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員ならびに、非常勤教員（兼任講師 66 名・非常勤講師 42 名）108 名を配置している。

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴など、短期大学設置基準の規定を遵守している。また、令和 5 年時点において補助教員は配置していない。

専任教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の採用、昇任は、「福岡医療短期大学教員選考規則」、「福岡医療短期大学教員選考細則」に基づき行われ、講師以上の教員については、教育研究業績審査委員会を設置し選考、適任者を学長に報告後、学長が教授会で意見を聴取した上で最終候補者を決定後、学園の会議にて決定する。その他講師

以下の教員については、学長が選考し、理事長に推薦する。

表1 教員組織の概要（人）

（令和6年3月31日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
歯科衛生学科	6	1	5	1	13	13	/	3	3	108	
専攻科	(4)	(1)	(3)	(3)	(11)	-	/	-	0	17	専任は歯科衛生学科と兼務
(小計)	6	1	5	1	13	13	/	3	3	125	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	1	/	1	/	2	/	3	1	/	/	学長
歯科衛生士研修支援センター	1		1		2						
(合計)	8	1	7	1	17	16		7	3	125	

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を公表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

本学の専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づいて、関連する分野における幅広い知識を得ることを目的として、所属する各専門の学会や研究会および研修会などにできる限り出席・参加し見識を広めている。研究活動は、教員個々の専門領域で行われ、そのほか授業と直結した教育研究なども行われており、教員個人の研究業績はホームページ上に公開している。

科学研究費補助金の獲得に向けて、全教員が毎年申請を行っており、補助金も毎年採択されている（表2）。福岡歯科大学との共同研究は短大教員の出身講座を中心に以前から実施されている。

表2 短大外部資金獲得状況 (単位:千円)

	科研費 件数 (金額)	厚生労働科研費
令和3年度	2 (8,190)	1 (35,750)
令和4年度	4 (9,620)	1 (35,750)
令和5年度	6 (10,790)	1 (34,760)

教員の研究活動に関する規程・規則には、「福岡医療短期大学競争的資金等の取扱いに関する規則」、「福岡医療短期大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則」、「福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会規則」等があり、学園の規程・規則も含めて整備されている。

毎年、福岡歯科大学主催の「人を対象とする研究の倫理及び研究の実施に関する講習会」「研究倫理教育FD講演会」「コンプライアンス教育SD講演会」を全教員が受講している。

研究成果は、教員個々の所属学会や福岡歯科大学学会雑誌で公表されており発表する機会は確保されている。

研究室については、学園の有する研究施設も使用することができる。

研究時間の確保については、担当の授業、大学の諸行事、学生募集活動等の業務以外の時間を利用して、個人研究費を活用し上記の諸規定に従って研究発表や研修を行

っている。若手教員はもちろん、教員全般についても研究の質向上については各教員の研究時間の確保が不可欠であることから、教員の研究時間の確保策を検討した。また、令和2年11月より、学内において、学長を中心に全教員を対象として抄読会を開始し、教員の研究活性化を図っている。このように学長を中心に研究の質向上に努めた結果、表2に示すとおり科学研究費の採択率も年々上がっている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程・規則には「学校法人福岡学園教職員旅費規程」、「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程」、「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程施行規則」等があり、海外でも研究活動等を行うことができるよう整備されている。

本学の令和5年度FD活動は、①学内で行われるFD(9回)②福岡歯科大学のFD(12回)計21回行われた。FD活動に関する規則については、「福岡医療短期大学学務・FD委員会規則」を整備しており、毎年度、教育支援・教学IR室にて当該年度に適した内容を組み込み教育方法や教員の資質向上を目的に企画したFD計画について学務・FD委員会にて審議決定している。また、福岡歯科大学主催のFDにも可能な限り参加し教育の質的向上を目指している。また、授業・教育方法の改善策等を検討し、持続してFDを実施している。

学生の学修状況と学修成果については、教育支援・教学IR室運営委員会と連携して課外学修等の調査や分析を行っている。また、短大の事務職員は学園職員を対象として企画されているSDに毎回参加するほか、学内実施のFDにも可能な限り参加しており、教職協働で学生の学修成果の獲得が向上するよう努めている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

福岡学園の事務組織は「学校法人福岡学園組織規程」、「学校法人事務分掌規程」に基づき事務局長の下に、10課4室で構成されており、明確な責任体制の下で運営されている。短大事務課は、学務、学生支援、入試等の事務を分掌しており、法人事務組織と離れた場所に配置されているが、月1回開催される事務連絡会や通常月2回開催される課長会において学園全体の現状把握に努めている。

短大事務職員は嘱託職員も含め3名で構成され、うち2名が5年以上学務関係の業務に従事しており、専門的な職能を十分に有している。

本学の事務には、短大事務課事務職員の他に情報図書館分室担当の情報図書館課事務職員が配置されているほか、法人事務組織に企画課、総務課、財務課等管理部門が設けられており、業務遂行にあたり、各職員の能力や適性が十分に発揮できるよう環境を整備している。

事務局関係の諸規程については規程集のとおり整備している。

事務室では、事務職員に定期的に更新されるPCが一人1台配置され、業務の遂行とともに学内および学園内の情報の共有化を図っている。また、事務備品・用品などのハード面における環境も十分に整備され、事務職員が適切に運用管理している。

SD活動に関しては、「学校法人福岡学園就業規程」第36条に基づき策定した「学校法人福岡学園職員研修体系」により、平成23年度から学内研修を階層別研修と専門研修に分けており業務改善や教職協働に向け、階層別研修として新採用職員研修、中堅職員研修、管理職研修等を毎年実施、専門研修として、ICTスキルアップ研修、ハラスメント講演会等を実施し、事務職員の資質向上に努めている。

短大事務課では、情報の共有や業務の効率化等を目的に必要に応じて課内会議を開催し、業務の見直しや事務処理の効率化等に関して検討し、問題点の改善に努めている。

本学が設置している委員会のほぼ全てに事務課長が構成員として参加し、学内のあらゆる事項について情報を共有しているほか、全事務職員が専任教員との連携を密にし、学生の学修成果の獲得が向上するよう教職協働のもとに学生支援に取り組んでいる。また、同法人の福岡歯科大学・福岡看護大学・介護保険施設の兼任講師や学外の非常勤講師との連携も密にし、講義・実習の円滑化に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

教職員の就業に関する事項は、「学校法人福岡学園就業規程」に基づき定められ、これに基づいた運用がなされており、就業規程は学内LANを用いた「福岡学園諸規程集」により教職員に周知している。また、職員の人事異動時には、オリエンテーションを実施しており、短大の新任教員には学内FDとして新規採用者の研修・オリエンテーションを行っている。

教職員の就業に関しては、「学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程」に基づき、教員は各自出勤簿に押印し、毎月月末には出退勤時刻等記録簿を福岡学園総務課人事係に提出している。また、事務職員は勤怠管理簿の電子

ファイルに毎日出退勤時刻を入力後、所属長が確認し、毎月月末に総務課人事係に提出している。勤務状況は福岡学園総務課人事係が管理している。また、「学校法人福岡学園育児・介護休業等に関する規則」により、育児休業・介護休業等を取得することができ、令和5年度は2名が「育児短時間勤務制度」を利用した。また、年1回ストレスチェックを実施し、その結果に基づき、対応が必要な教職員には適切に対処している。

本学では、「学校法人福岡学園人事考課規程」および「福岡学園人事考課マニュアル（福岡医療短期大学教員用）（事務職員等用）」に基づき人事考課を実施している。この制度は、より質の高い大学教育、教育の質の保証と学生へのより良い教育の提供に向け、教職員一人ひとりの重点目標への貢献を促し、貢献に応じて適切に評価し処遇につなげていくことを目的としている。人事考課は、一次考課は学科長が教員を評価し、事務課長が職員を評価する。二次考課は学長が教員全員を評価、福岡学園事務局長が事務課職員全員を評価し、その結果を理事長と協議して最終考課を行い、その結果を各教職員にフィードバックしている。また、人事考課の結果は、昇任・降任、昇給・降給、昇格・降格、業績手当及び年度末手当の処遇に適切に反映されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員数は、短期大学設置基準に定める教員数（13名）に対し充足しているが、基礎実習や臨床実習の質の向上を図るため、歯科衛生士教員を増員させたい。

専任教員は、さらに上位の学位の取得を目指すことにより、教育の質のレベルを上げていくことが課題である。

研究の活性化も教員の資質の向上につながる大切な取り組みと位置付けており、研究費の獲得状況は上昇傾向であるが、今後も、抄読会等において各々の研究の成果を発表し、さらなる研究の活性化に努め、また申請に向けて計画調書のブラッシュアップ活動も同時に行っていくことが必要である。特に若手教員の研究の活性化のためには教授等が科学研究費補助金獲得への指導を行うことが必要であるとともに本学全体の研究のレベルアップが必要である。奨学寄附金については、獲得状況が少ないので、これも増加させる必要がある。外部資金の獲得を目指すにあたっては、福岡学園の担当部署と協同・連携して情報の収集、文部科学省との連絡を行う必要がある。また、同法人の福岡歯科大学や福岡看護大学との共同研究や3つの介護保険施設を利用した研究の活性化もすすめる。

事務職員と教員は、今後さらに連携を密にし、教職協働で短大一丸となって学生への多面的な支援を行い、学修成果獲得の向上を図るとともに、教職員ともに少人数で業務を遂行していることを踏まえ、短大全体の業務をより効率化することが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は福岡学園敷地内の福岡歯科大学・福岡看護大学と多くの設備を共有しているため、施設・設備等の点検・評価にあたっては一部大学と短大とを併せた形で記載する。

本学の校地および運動場は共用である。短期大学設置基準面積 3,200 m²に対し校地面積は 103,520 m²（運動場用地；22,403 m²を含む）、短期大学設置基準面積 3,450 m²に対し短大校舎の総床面積は 8,191 m²であり、校地・校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。また、適切な面積の運動場を有している。

バリアフリーの観点から、校舎東側の出入口のスロープ、自動開閉ドア、障害者用トイレ（1階）、階段の手すり、階段昇降機（1階から3階まで）等を設置しており、校地と校舎は障害者に対応している。

短期大学校舎は1棟で、1学科及び1専攻科共用で使用する講義室やパソコン教室等の他、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実習室、実験室を有している。平成29年度に採択された文部科学省の私立大学研究ブランディング事業の助成を得て、平成31年3月に地域公開講座開に対する環境整備のために308教室、令和元年9月に教育環境整備のために2階歯科診療実習室の

改修工事を行った。さらに、県の助成を得て、令和3年3月に303教室の視聴覚設備改修工事、令和5年に採択された厚生労働省補助事業「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」における教育環境整備のためにマネキン実習室並びに歯科診療実習室の液晶モニターの整備を行った。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため、校舎入り口、各教室の入り口、各教室内に擦式手指消毒薬を設置し、ソーシャルディスタンスを保つ工夫として、教室の教卓から半径2mの位置に印となるテープを貼る等適切な対策をとり、教員と学生両者にとって安全に授業が実施できるよう配慮した。また、学生の座席は半径1.5m離れるよう配置した他、女子ロッカー・更衣室においても、すべてのロッカーを一方方向に向くよう配置し、学年ごとに使用時間を分け、学生の利用を分散し、近距離の接触（密）を回避できる対策をとり、感染防止策を徹底した。

本学では現在のところ通信による教育を行う学科・専攻過程は設置していない。

3階の303～308講義室および2階の202講義室により各学年に専用の講義室を割り当て、2つの実習室を設置しており、学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を有し、インターネットに接続できる環境を整えている。講義室においては、その使用目的に応じてプロジェクター、資料提示装置等を設置している。このほかに、携帯型の液晶プロジェクターも複数台整備しており、プロジェクターが設置されていない講義室で適宜使用している。全体的な機器・備品の管理については、短大事務課で行い、日常的な使用・点検は各学年担任等にて行っている。また、マネキン実習室および歯科診療実習室の2つの実習室を設置しており、臨床実習前の技術習得に十分に対応できる実習機器、備品を整備している。

情報図書館分室は福岡医療短期大学校舎1階にあり、「福岡医療短期大学情報図書館分室規程」により管理・運営されている。バーコードをつけた学生証を使用し、図書の貸し出しを管理している。受付、閲覧室、書庫等があり、面積は247㎡で適切な広さを有している。閲覧席48席と視聴覚席2席、パソコン席4席があり、閲覧席数は、学生総数令和5年度208名に対し、20%以上の割合である。また、蔵書数は11,586冊、所蔵雑誌種数は94種である。さらに、学生は学生証および本学教職員は職員証で福岡歯科大学9階や福岡看護大学1階の情報図書館も自由に活用でき、福岡歯科大学蔵書数121,191冊、所蔵雑誌種数1,391種、福岡看護大学蔵書数11,751冊、所蔵雑誌種数41種を有し、蔵書数、学術雑誌数は十分である。また、購入図書選定システムや廃棄システムは「福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則」に規定されている。購入の際には、同規則第4条に規定されている年度図書調達計画に基づき、学生の図書委員により取り纏められた学生全体の希望図書を、教員の希望図書とともに情報図書委員会で審議し、教授会で決定した後、情報図書館課が調達している。なお、本学園にない図書は、情報図書館にある相互貸借申込フォームにより申し込み、他大学の図書館から取り寄せることができる。また、福岡市立図書館とは、図書の相互貸借を行っている。情報図書館分室には司書の資格を有する情報図書館分室職員を1名配置している。

情報図書館分室は、学生が自己学修に活用する参考図書及び教員が研究・教育に活用する図書を基本としており、歯学や歯科衛生学、介護福祉学に関する専門的な図書

を蔵し、学生ならびに教員が有効に活用している。なお、学内のパソコンから、福岡歯科大学ホームページの情報図書館データベースにアクセスし、図書館だより、情報図書館利用ガイド、新着図書の検索、蔵書検索、所蔵雑誌検索、文献検索等を行うことも可能である。

体育館は新校舎建設のため取り壊しているため、体育の授業は歯学部1階会議室で行っている。また体育館以外の学園内の運動施設である、野球・サッカーおよびラグビー兼用のグラウンド、さらにテニスコート（4面）、弓道場も大学との共用で常時使用することができるが、新校舎建設のため整備中であり、適宜の使用となっている。

情報教育に対応するためのパソコン教室があり、ノート型パソコン48台を設置し、有線および無線LANの環境を整備している。無線LANについては平成30年9月にWi-Fiルーターの増設工事を行い、全館で無線LANを利用できるよう環境を改善し、毎年学生に対するスマートフォン、パソコンの接続登録を行なっている。パソコン教室は、「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」（歯科衛生学科1、2年次）、「情報処理演習」（専攻科）などの授業に使用するとともに、歯科保健指導用媒体、施設実習報告会資料、卒業研究発表用資料、卒業論文および学修成果レポートの作成等、全学的に活発に利用している。パソコンはパソコン教室のみならず、情報図書館分室にコピー機、プリンター各1台とともにパソコン4台、コミュニティホール2にプリンター2台とともにパソコン2台、202教室にプリンター1台、パソコン3台、スキャナー1台を設置しており、学生が常時使用可能である。情報図書館分室のパソコンも開館時間内に、情報の収集や自習に積極的に活用されている。またこれらのパソコンは、全てインターネットに接続されており、情報収集に活用することが出来る。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備・物品管理については、「学校法人福岡学園経理規程」、「学校法人福岡学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人福岡学園施設管理規程」を整備し、適切な管理を行っている。また、施設設備の維持管理は、「福岡学園第四次中期構想」に基づいて策定された毎年度の事業計画に沿って講義室設備の改善等を行っている。令和3年2月には、老朽化した短大外周のフェンスの取替、外壁・駐輪場の塗替、裏庭の憩いの広場の整備を行う等、学生にとってより良い環境となるよう常に配慮している。また、施設課職員が定期的に学園の建物等の巡回点検を行っている。

非常時の学生の安全確保のため、「学校法人福岡学園防火・防災管理規程」に基づき、防火・防災計画の策定や消防設備の年2回の定期点検等を行っている。地震対策においては、短大の校舎は耐震診断により耐震補強は必要ないと診断されたが、非常時の学生の安全に留意し同規程に基づき「災害対策マニュアル」を整備し、周知を図るなどの対応をとっている。地震等の大規模災害については、学生全員に配布する「学生の葉・シラバス」の中に「地震発生時の対応マニュアル」を記載し、ホームページでも公表している。また、教員・事務職員による自衛消防隊を編成し、防災啓蒙活動や、新入生・新任教職員を対象に消防訓練（消火訓練、降下訓練、非常階段、消火器、AED等の位置確認等）を実施しており、自身の役割および災害時の行動計画について認識する機会としている。

学内の防犯対策として、午後8時以降は自動で校舎の出入口がロックされ、それ以降の入館は、教員の入館カードで開錠し校舎へ入るシステムをとっている。また、大学生活における防犯意識を高めるために、毎年4月に所轄の警察署に依頼して、新入生を対象の「防犯教室」を開催し、防犯・薬物使用禁止の啓蒙活動を行っている。さらに、全学生に防犯ブザーを配布し、防犯意識の強化を図っている。また、夏季・冬季・春季休暇等に合わせて「安全な学生生活のために」により改めて生活指導を行うことにより、防犯、薬物使用禁止等の防犯意識を常に持つよう指導を行っている。なお、不審者対策として、1階入口には用件の無い部外者の校舎への立入り禁止を明記した張り紙の掲示や、校舎および女子トイレの出入口すべてに監視カメラを設置している。また校舎の周りには夜間照明を設置し、警備員が定期的に巡回している。

本学のコンピュータシステムのセキュリティ強化は、福岡歯科大学長（以下、大学長）が委員長である「情報システム委員会」がLAN管理室と連携して種々の対策を講じている。また、個人情報等の漏洩防止に関しては、「福岡学園情報セキュリティポリシー」、「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」の規程が整備されており、同規程に基づき、情報セキュリティ講習会（初級編・中級編）を全教職員に実施している。さらに、短大においては、教授会等で個人情報の取り扱いについて注意を促すとともに、教職員が所有するパソコンにはセキュリティソフト（ウイルスバスターcorp.クライアント）の導入が義務づけられ、セキュリティ対策を行っている。また、学生が使用するパソコンに関しても、教職員と同様のセキュリティソフトを使用することでセキュリティ強化を図っている。

省エネルギー対策には、「学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則」に基づき、教職員に対し電力消費量削減の協力を促している。本学園では本細則および「学校法人福岡学園エネルギー管理委員会規則」により定められた委員会からの電力使用状況の報告により各人の自覚を促し、全学的な協力要請を求めている。具体的には、空調機器の適切な使用、教室照明の細目な消灯等を行っている。さらに放課後の空調機器、教室照明等の電源オフの点検のため、学長が毎日全館巡回している。省資源対策では、紙資源のリサイクルや廃棄物の分別回収を全学的に推進している。また、医療・福祉に携わる者としての自覚を促すため禁煙運動を推進し、短大敷地内における喫煙を禁止している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

私立大学研究ブランディング事業の地域公開講座の拡充を目的に、平成31年3月に308教室、同年9月に2F診療実習室の視聴覚設備工事が、令和3年3月に県の助成を得て303教室の視聴覚設備工事が行われたことにより円滑な講義、実習が可能となったが、一方で整備・拡充が必要な箇所は多くあり、今後、計画的に整備していく必要がある。

短大構内には、駐輪場が3ヶ所設置されているが、建物入口に近い1ヶ所に集中して利用されており、指定されたスペースよりはみ出して駐輪している。これは、安全面、景観面から好ましくないため、駐輪場を整備・拡充する必要がある。また、学生が自由にくつろげる場所が不足しているため、エントランス等活用できる場所を利用し、学生が快適となる環境整備が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて令和4年度私立学校施設整備費補助金：教育装置ならびに厚生労働省受託事業：歯科衛生士人材確保実証事業費を活用し、マネキン実習室および歯科診療実習室の施設設備の向上と充実を図っている。

3階のマネキン実習室においては、教員用実習机1台とマルチメディアシステム一式（デモ撮影ハイビジョンカメラ、書画カメラ、教卓用ディスプレイ、AV機器、音響機器）と、学生用実習机64台ならびに学生用ディスプレイ64台を導入した。また、

2階の歯科診療実習室においては、歯科教育実習用マルチメディア一式（書画カメラ、21.5型液晶モニターおよびモニターアーム11台）を導入し、基礎実習をより効果的に実施できる環境を整えた。

本学においては、成績の管理や成績の推移・分析等の学修支援を目的として、教職員がコンピュータを利用する機会は多く、FDワークショップ等を通じてコンピュータシステムの利用技術は徐々に向上しており、時代に即したコンピュータ利用技術の向上に努めている。また、学生の学修と教員の教育研究を支える情報技術について、教職員はLAN導入時に情報システム委員会が開催する各種情報技術向上のための研修を受け、ウイルス対策などセキュリティに関する技術、セキュリティポリシーの確立など学園全体で取り組むべき事項に関しては、情報システム委員会やLAN管理室と協同してトレーニングを実施している。

学生に対しては、「情報処理概論Ⅰ、Ⅱ」、「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」（歯科衛生学科）、「情報処理演習」（専攻科）等の授業科目により情報技術の向上に関する教育を行っており、同科目の中で、インターネット等の利便性と同時に危険性についても教育している。さらに、授業や実習中に生じた偶発的なトラブルについては、速やかに教職員が協力して問題解決を図り、教員間で解決不能な問題が生じた場合は、学園のLAN管理室によるサポートを受けている。

プロジェクターや資料提示装置については、講義室を使用する教職員が機器の状況を把握し、経年劣化したものについては順次交換し、事務課と共同して計画的に維持・管理し、適切な状態を保持できるよう努めている。また、パソコンについては情報図書委員会が適切な状態になるように管理しており、授業や自習に不足が生じないように留意している。

本学は教職員と学生に対して、パソコン・プリンタなどのハードウェアやオフィスなどのソフトウェア、十分な容量を有したファイルサーバなどの技術的資源は適切に分配されている。

教職員は各人1台以上のパソコンを所有し、授業で活用する教育媒体の作成や学務に関する業務に必要なソフトもインストールされており、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。また、国家試験対策試験では、国家試験は4者択一問題等のマークシート形式で行われるため、解答したマークシートの成績集計作業はマークシートリーダーを用いて速やかに実施し、早期の成績発表と学生指導を行うことで学修成果向上に努めている。さらに授業評価アンケートの収集、FD・SD活動のための配布資料や試験問題の作成・印刷等も学内で実施しており、コンピュータ等の整備は適切に行われていると考える。

学内LANについては、有線LANと無線LANを整備し、福岡学園情報図書館課のLAN管理室で管理を行っている。令和5年度に学外との接続を1Gbpsから10Gbpsに増速し、インターネットの高速化を図った。情報セキュリティの確保として、教職員が使用する全コンピュータに共通ウイルス対策ソフトをインストールすることとし、ウイルス感染状況が把握できる環境を構築している。また、令和5年度には次世代ファイアウォールを更新した。学内ICT環境改善のため、学外からでもメールが見ることが

できる Microsoft 365 について教職員は令和 4 年度に、学生は令和 5 年度に導入した。また、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、Moodle を用いた e-learning に加え、新たに Web 会議サービス Zoom による遠隔授業を開始した。開始に伴い、Zoom のライセンスを取得後、すべての学生がスマートフォンあるいはタブレット、パソコン等でスムーズに利用できるようマニュアルを作成し、活用した。タブレット、パソコン等を所持していない、あるいは自宅の Wi-Fi 環境が備わっていない学生には、タブレットの貸し出しを行い、短大の Wi-Fi 環境下で利用できるよう教室を開放した。さらに、学生には Wi-Fi 設定を行ったノート型パソコンの貸し出しを行っており、短大内で自由にパソコンが使用でき、アクティブ・ラーニングの充実を図っている。

教員は、講義や実習において臨床写真や臨床経過、実習手順等を示すために、マルチメディアを利用した学修成果に配慮した授業を行っており、全員がパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使いこなしている。また、DVD 教材や YouTube 等からの教育動画も授業の中で効果的に利用している。さらに、学内外からも使用できる Moodle を用いた e-learning 教材作成に取り組み、一部の授業では動画教材を活用した授業を行っている。また、コミュニティホール 1 には、大型モニターとしても使用できる電子黒板を設置し、アクティブ・ラーニング等の授業で使用できる少人数グループ学修のための可動式デスク 100 台とチェア 100 脚も設置し、学修成果を獲得させるために効果的な授業を行っている。

303～308 の各講義室は、パソコン・資料提示装置を用いて講義が行える設備を有しており、各講義室にインターネットへ接続できる Wi-Fi 環境を整備している。また、パソコン教室、マルチメディアシステムを備えたマネキン実習室および歯科診療実習室を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

Moodle を用いた e-learning 教材は学内からの接続であったが、システムの改変により学外からも Moodle にアクセスできるようになったので、Moodle に蓄積できる教材をさらに増やし、学生の時間外学修の充実に繋げることが必要である。e-learning 教材の拡充とともにタブレットやパソコンの購入支援等を含めた学生の ICT インフラの整備の充実を図ることも課題である。

パソコン教室は、1、2 年次に実施される「情報処理概論Ⅰ、Ⅱ」、「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」を中心として、その他基礎実習や 3 年次に実施される「卒業研究」で主に使用されてきた。また、平成 28 年度には従来使用していたデスクトップ型パソコンを新たにノート型パソコンへ変更するなどの整備を行った。しかしながら現在では、「情報処理概論Ⅰ、Ⅱ」、「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」は、福岡歯科大学や福岡看護大学の情報処理実習室で実施されているため、パソコン教室の使用頻度は以前に比べ減ってきている。そのため、パソコン教室の有効活用についても検討が必要となる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が適切な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

福岡学園の過去3年度の資金収支差額は、令和3年度はマイナス8,500万円、令和4年度はマイナス1億1,600万円、令和5年度は5億4,800万円となっている。福岡学園では毎年度の余裕資金は債券等を購入し、長期資金として運用しているため収支差額はほぼプラスマイナスゼロで推移しており、均衡している。本学の資金収支差額は、令和3年度はマイナス7,500万円、令和4年度は100万円、令和5年度はマイナス1,100万円となっている。

また、福岡学園の事業活動収支では、基本金組入前当年度収支差額が令和3年度はマイナス1億5,900万円、令和4年度はマイナス7億6,600万円、令和5年度はマイナス9億8,300万円で推移しており、本学では、令和3年度は1,100万円、令和4年度はマイナス3,600万円、令和5年度はマイナス1,900万円となっている。

福岡学園の事業活動収支は令和元年度までは収入超過で推移していたが、令和2年度以降、支出超過となっている。主な要因は、収入では福岡歯科大学の入学定員未充足による学生生徒等納付金の減、介護老人保健施設の入所者減による付随事業収入の減、支出では病院・記念講堂建設による経費及び減価償却費の増によるものである。また、本学においても、在籍学生数の減による学生生徒等納付金及び経常費等補助金の減に伴い、事業活動収入が減少したため、令和4年度、令和5年度は支出超過となっている。

令和4年度末の資産の部合計は665億6,100万円、負債の部合計は91億1,800万円、純資産の部合計は574億4,300万円となっている。令和5年度末の資産の部合計は664億100万円、負債の部合計は99億4,200万円、純資産の部合計は564億5,900万円となり健全に推移している。

表1 貸借対照表関係比率

(単位：%)

比率名	評価	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均 (令和4年度)
純資産構成比率	△	85.0	86.3	85.0	86.0
積立率	△	99.9	94.7	112.5	73.4
流動比率	△	94.2	96.9	102.3	263.8

※ 評価：△ 高い値が良い

本学は、令和3年度、令和5年度において資金収支で支出超過となっており、マイナス分を法人全体でカバーしている状況であるため、入学定員の充足が喫緊の課題である。

福岡学園は各種特定資産を計画的に積み上げており、令和5年度末で429億5,500万円の運用資産を保有しており、安定した財政基盤を確保している。

退職金の支給に備えるため、「学校法人福岡学園退職金規程」に基づいて算出した退職金の期末要支給額を基に、私立大学退職金財団への掛金の累計額と調整した金額の100%を退職給与引当金として計上している。なお、退職給与引当金に相当する特定資産を確保している。

資産運用については、「学校法人福岡学園資金運用規程」に基づき、安全かつ有利に運用することを原則とし、債券を中心に運用を行っている。債券の購入にあたっては、発行体格付けが高いもの、元本保証があるものに限定し、満期保有を原則として運用を行っている。令和5年度の受取利息・配当金収入は5億1,200万円で、学生生徒等納付金収入、医療収入に次ぐ収入となっている。

本学の過去3年度の教育研究経費比率は表2に示すように20%を超えている。

表2 教育研究経費比率

(単位：%)

学科名等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均 (令和4年度)
学園全体	38.5	43.3	45.3	大学法人：42.2
短大全体	27.7	30.9	29.3	短大法人：31.4

※教育研究経費比率＝教育研究経費÷経常収入

本学の施設・設備については、福岡学園内の福岡歯科大学の情報図書館および体育館を含む体育施設等など多くの物的資源を共用しており、教育研究用の施設・設備の支出についての負担が軽減されている。また、施設設備及び図書等の学習資源については、本学の予算要求に対して法人の予算委員会においてヒアリングを行い、その必要性・優先順位を精査した上で、適切に予算の配分が行われている。

公認会計士の監査報告書における監査意見については、毎年度、適正意見となっている。監査における検出事項へ対応については、毎年度、常任役員会において、検出事項に対する学園の対応を報告し、適切に行っている。

寄付金の募集については、「特定公益増進法人」、「税額控除対象法人」及び「受配者指定寄付金制度」を活用し、税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で周知するなど寄付金の受入体制を整備するとともに適正に行っている。なお、学校債の発行は行っていない。

本学の過去3年度の入学者定員充足率、収容定員充足率は、表3、表4に示すように歯科衛生学科は100%を満たしていないが、専攻科口腔保健衛生学専攻は100%を超える充足率である。

表3 入学定員充足率

学科名等	入学定員 (人)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)
歯科衛生学科	80	60	75.0	70	87.5	64	80.0
専攻科 口腔保健衛生学専攻	20	24	120.0	21	105.0	25	125.0

表4 収容定員充足率

学科名等	収容定員 (人)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		在学者数 (人)	充足率 (%)	在学者数 (人)	充足率 (%)	在学者数 (人)	充足率 (%)
短大全体	260	187	71.9	189	72.7	208	80.0
歯科衛生学科	240	163	67.9	168	70.0	183	76.3
専攻科 口腔保健衛生学専攻	20	24	120.0	21	105.0	25	125.0

短大全体の収容定員充足率は70%～80%で推移しており、資金収支において支出超過となっているため、早期に入学定員を充足させ、本学単独で運営可能な財務体質を確立する必要がある。

本学では、福岡学園の令和5年3月に制定された第四次中期構想に基づき、毎年度の事業計画及び予算基本方針を策定している。予算編成に際しては、事業計画及び予算基本方針に沿って、各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）から「学校法人福岡学園予算規則」に基づき作成された予算要求書が提出され、財務課で精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング（予算査定）が行われる。予算査定において、事業計画との整合性及び重要性を勘案のうえ要求額を調整し、真に必要とされる額を予算化する。このほか、短期大学教員等の教育研究経費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する。これらを基に学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を経て最終的な予算案となる。理事長は予算案について、学外理事を加えた財務委員会で意見を聞くほか、あらかじめ評議員会の意見聞いた後、理事会に付議し、年度予算が決定する。このように福岡学園の中期構想を基本として、事業計画に対応し、明確なルールに基づいて予算編成が行われている。

予算決定後、事業計画とともに学園ホームページにおいて公表し、予算編成の透明性を高めている。また、予算の配当については、「学校法人福岡学園予算規則」に基づき、各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）に対して通知している。

年度予算は、各予算執行責任者の管理の下、「学校法人福岡学園経理規程」、「同経理規程施行規則」及び「学校法人会計基準」に基づき、適正かつ効率的に執行することとしている。配分された予算の執行に当たっては、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類及び会計伝票を財務課において精査のうえ支出している。

日常的な出納業務については、財務課出納係において、適正かつ円滑に行われており、財務課長の責任の下、金銭の出納及び保管を行っている。また、現金、預金等の残高を把握し、毎週、週報を作成して理事長に報告している。

資産運用については、「学校法人福岡学園資金運用規程」に基づき、安全かつ有利に運用することを原則とし、債券を中心に運用を行っている。債券の購入にあたっては、発行体格付けが高いもの、元本保証があるものに限定し、満期保有を原則として運用を行っている。また、運用資産については、毎月、管理台帳に記録し、残高を把握するとともに、「学校法人福岡学園経理規程」に基づき、特定資産等の運用について理事長に報告している。

月次試算表については、「学校法人福岡学園経理規程」に基づき、毎月、財務課で作成して分析を行い、理事長に報告している。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。

- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

福岡学園では、令和5年3月に制定された第四次中期構想の財政面に関する基本構想において、「財政基盤の安定化を図る」とし、次の項目を掲げている。

- ・本学園が永続的に維持・発展し、安定した財政基盤を確立するため、借入返済金を除き、資金収支の均衡を図る。
- ・学園3大学及び設置する各施設の収支改善を図る。
- ・外部資金（補助金・寄付金等）の獲得及び資産運用による安定的な収入を確保する。

また、福岡学園は自らの経営状態を定期的に把握し、必要な対応を講じることの重要性を認識しており、客観的な経営分析を実施している。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」による客観的な経営環境分析では、「イエローゾーン」を示す「B3」となっている。

本学が継続的かつ健全な短大運営を行うためには、明確な学生募集対策と学納金計画を策定することが重要となる。歯科衛生学科は専門職としての社会的ニーズの高さや口腔介護、周術期の口腔保健管理など職域の拡大に対応した本学独自の歯科衛生士養成教育を先進的に推進しなければならない。今後も上記の先進的な養成教育を特徴とする本学のブランド力向上に積極的に努め、学生募集対策にもつなげる事を将来像の一つとしている。

本学の強みは、大きく下記の四点に集約される。

1) 充実したキャンパス内の教育施設設備

福岡学園は、全国でも珍しくキャンパス内に医科歯科総合病院や介護保険施設があり、学生の実習に活用できる優れた教育環境がある。歯科衛生学科では、7か月間、医科歯科総合病院の12の専門診療科（総合歯科、高齢者歯科、保存科、歯周病科、補綴科、口腔インプラント科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科、障害者歯科、口腔医療センター、口腔放射線診断科）ならびに、介護保険施設で臨床・臨地実習が行え、充実した医療・介護スタッフや歯学部の臨床実習生と共に臨床実習を行うことができ、歯科医療の様々なあり方が共有できる環境にある。更に2年次における介護研修でも同様に、介護保険施設で臨床・臨地実習を行うことができる。

また、本学の弱みであった小規模な歯科医院での総合的な歯科医療が行えない点については、令和元年度より「開業歯科医院臨床実習」を取り入れ、幅広い歯科教育を行えるよ

うにしている。

2) 専門職養成のための教育内容

歯科衛生学科では、福岡歯科大学の口腔歯学部から兼任講師による講義やキャンパス内の施設を活用する実習により、質の高い教育を教授している。特に口腔介護の分野では教育・研究の場であるキャンパス内外の介護保険施設を利用して実習ができる卓越した教育を行い、本学独自の認定資格制度「口腔介護推進歯科衛生士」も付与することになっている。専攻科は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）により日本で初めて「口腔保健衛生学」の専攻科に認定されている。また、本学独自の認定資格制度（口腔機能向上推進歯科衛生士）も付与している。

3) 学年担任制と助言教員制度による本学独自の教育指導体制

本学では「助言教員制度」を導入しており、学生一人ひとりに対するきめ細かな生活指導を行っている。助言教員制度は1人の教員につき5～8名の学生を担当している。全教員は設定したオフィスアワーを各助言班の学生に周知し、学修全般から生活相談等の助言・指導を個別に行う細やかな対応を行っている。また、「学年担任制度」を導入しており各年次に2～3名の教員を学年担任として配置している。策定した学年暦とロードマップに合わせ、学生や助言教員に対して教育・指導を行う制度を導入している。学生と助言教員に対して責任を持って指導する体制を整え、学生支援体制は整っている。

4) 就職率の高さ

本学は国家資格の取得を目指し、就職に活かせる学科であるため就職率が高く、例年、歯科衛生学科の求人倍率は20倍を超えており、就職希望者は全員就職している。さらに歯科衛生学科では令和元年度より学内に外部の歯科医院等の就職先を招き、本学独自の就職ガイダンスを行うなど、学生の就職には手厚い支援を行っている。

本学の弱みに関しては、福岡県内に歯科衛生士養成施設を含め、本学以外に8校あり（R5年に1校開校）、学生募集では競合しており、歯科衛生学科では平成28年度より入学定員充足率が100%を割っている。今後さらに上記の4つの強みを活かした教育内容の差別化を図り、県内外の優秀な学生の確保に力を入れる必要がある。また、施設が老朽化している印象があることも否定できないが、令和5年に採択された厚生労働省補助事業「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」における教育環境整備として、マネキン実習室並びに歯科診療実習室の液晶モニターの整備が行われており、教育環境の充実化が図れている。令和7年7月に新校舎が完成することから、環境整備については、適宜検討を行っていく計画である。

歯科衛生学科の強み・弱みに基づく客観的な経営環境分析について、SWOT分析を実施した。実習施設の充実や指導スタッフの充実など内部環境の強みは持っているが、歯科衛生士の仕事についてまだ知られていないという広報面の弱みも指摘され、それを改善するためこれまでには行ってこなかったSNSでの情報発信を開始し、学校生活や実習風景を発信しわかりやすく伝えている。またホームページに短大に関する動画を設置するなど高校生にもわかりやすい短大の詳細・教育内容等を伝えている。また、文部科学省が2021年度よ

り行う「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」（専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証）において、「With コロナ/人生 100 年新時代における歯科衛生士養成専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証事業」に参画し、高校へ出前講義や集団歯科健診などを行い、歯科衛生士という職業の重要性を伝えている。

学生募集対策については、コロナ禍において、ホームページ上でのオンラインオープンキャンパスを開講するとともに、授業や実習風景を公式インスタグラムにアップする等、ホームページ・SNS を利用した定員充足に向けての広報活動に注力している。さらに、感染対策を徹底し、来校型オープンキャンパスも開催している。さらに、参加者アンケートを基にオープンキャンパス開催内容を再構築する等、定員充足に向けてより効果的な学生募集企画を検討している。

歯科衛生学科の学納金については平成 15 年度に 2 年制から 3 年制に移行した際に新たな学納金を定めた。学納金は現在まで据え置かれている。

教員の人事計画は、短期大学設置基準、歯科衛生士学校養成所指定規則に基づき行っている。歯科衛生学科においては、公募を通じて福岡歯科大学等から優秀な歯科医師と歯科衛生士を教員とし確保している。また教員については、任期制としており、助教は 3 年（1 回限り再任可）、教授・准教授・講師は 5 年毎（再任可）に資質能力を評価し、教員の質の向上を目指している。

外部資金の獲得には他の短大の模範的な取り組みを先駆的に実施、研究推進と質の向上、継続的な研究活動の維持、行政・企業等のニーズに対応する教育研究活動の確立が必要である。令和 2 年度から科研費獲得のため学長指導の下、学外の指導者にも申請書のブラッシュアップを依頼する等を行い、教育研究の活性化を図った。このように、財政の健全化のため、短大全学をあげて積極的に研究を推進し、学長のもと設置された教員業績推進部会を中心に全員が科学研究費補助金の申請書を作成後、ブラッシュアップを行い、申請し、令和 3 年度は新規に 1 件（基盤 B 1 件）、令和 4 年度は新規に 3 件（基盤 C 2 件と萌芽研究 1 件）、令和 5 年度は新規に 2 件（基盤 C 2 件）を獲得している。また、令和 5 年に採択された厚生労働省補助事業「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」において、マネキン実習室並びに歯科診療実習室の液晶モニターの整備、口腔内スキャナーやホワイトニング照射器など新たな歯科医療機器を導入することができた。

寄付金の募集については、「特定公益増進法人」、「税額控除対象法人」及び「受配者指定寄付金制度」を活用し、税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で周知するなど寄付金を受けやすい環境を整えており、教育及び研究活動振興に対する寄付金の積極的な増収を図っている。

過去 3 年間の人件費比率は表 5 に示すように学園、短大ともに全国平均と比べ高い比率になっている。

表 5 人件費比率の内訳

(単位：%)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	全国平均 (令和 4 年度)
学園全体	57.5	59.4	62.5	大学法人：46.1
短大全体	75.9	77.6	71.8	短大法人：60.1

本学の施設設備費は、前述のように学生の学修意欲向上や教育の質の向上に必要と考えられる施設設備に対して支出され、学修成果の獲得につながっている。さらに福岡歯科大学との共用部分があるため定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている。

学内に対する経営情報の公開は、ホームページや学園広報紙（ニューソフィア）を通じて学生や一般にも公開を行っている。また、本学では入学者確保を目的として毎月1回、理事長、常務理事、事務局長、短大事務課長と本学全教職員が参加する短大運営会議を開くことにより、学園の財務状況や経営情報についても会議の中で教職員の理解が深まっている。また、令和2年度から学長により設置された短大活性化会議に8つの部会を置き、教員全員がいずれか、または複数の部会に所属して入学者増の目標を遂行できるよう活動し、前述の運営会議時に活動状況等を報告することにより短大教職員全体で危機意識の共有が図られている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

過去3年度（令和3年度～令和5年度）の入学生定員充足率は100%を満たしていないが、令和3年度は、入学者数は60名で入学生定員充足率は75.0%、令和4年度は70名で充足率は87.5%、令和5年度は64名で充足率は80%と、80%前後の充足率で推移している。

本学が独立した運営を可能とする財政を維持するためには、入学生定員の充足が喫緊の課題であり、他養成校との差別化（専攻科の設置、教育の質、豊富な専任教員、充実した教育環境等、文科省助成事業の紹介）を図り、高校訪問、ホームページ等で広報することで本学の魅力を広く宣伝し、定員充足を図る必要がある。

また、学外者を対象として行うリカレント教育や研修などの事業収入を確保すること、文部科学省の教育プログラムへの応募や科学研究費補助金の獲得件数の向上により、外部資金の増加に向けた取り組みも重要な課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

- ・R5 厚生労働省補助事業「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」採択
- ・日本学術振興会科学研究費補助金 新規：基盤C2件
継続：基盤B1件、基盤C2件、萌芽1件
- ・厚生労働科学研究費補助金 継続：1件

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

人的資源においては、専任教員の養成として、口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修

の充実が必要と思われる。

研究の活性化については、教授を中心としたサポート体制を構築し、若手教員の研究活性を図るよう検討する。また、教育研究活動の活性を目的とした体系的なFD・SD研修を計画し、教職員の積極的参加を促し実施していく。

事務課職員と教員との連携をはかり教職協働で学生への多面的な支援を迅速に行い、学修成果の向上を図るためには、事務職員の能力向上のための学内外の教職員向け研修に積極的に参加するよう努めることが必要である。

人事考課システムを効果的に活用するとともに、業績評価を充実し、運営の活性化を図る。

環境整備については、構内に3ヶ所設置されている駐輪場が、建物入り口に近い1ヶ所に集中して利用されており、安全面、景観面から好ましくないため整備する必要がある。また、学生の部活動（短大のみの部）や放課後活動のコミュニティスペースが不足しているため、エントランス等活用できる場所を利用し、学生が快適となる環境作りが必要である。現在1階エントランスならびに学生ホールに設置されている大型モニターや電子掲示板を幅広く活用し、教員のICTスキルの向上を図り学生に活用する場面を多く提供していくことが求められる。また、Moodleを用いたe-learning教材については今後、蓄積できる教材をさらに作成し、学生の時間外学修の充実に繋げることが必要である。e-learning教材の拡充とともにタブレットやパソコンの購入支援等を含めた学生のICTインフラの整備を行っていくことが課題である。

財的資源の改善課題としては、歯科衛生学科の入学定員を充足するとともに、収益源の多様化を図るため外部資金の獲得に向けた体制の整備を図る必要がある。専攻科に関しては、年々入学希望者が増えているが、歯科衛生学科は平成28年度より充足率が100%を下回っており、オープンキャンパス参加者へのアンケート調査や在学生・教員の印象調査によると、短大施設の老朽化、交通アクセスを課題とする回答が多く、短大施設の改築等が魅力を高める効果を持つことは確かであるため、福岡歯科大学の本館、医科歯科総合病院等の改修、改築等、学園全体のリノベーションスケジュールに従った計画的な改修対象に取り上げられている。また、学生確保は財政安定化の最重要課題であることから、今までの取り組みについて検証を行い、入試委員会を中心とした効果的な学生募集活動を行っていく。

外部資金の獲得については、本学の事業である「口腔介護スキルアップ講座」は収支均衡の状態で開催されているが、今後、参加者を増加させ、収益事業となるよう努めたい。

➡改善計画の実施状況

歯科衛生士の専任教員は、口腔保健衛生学の専門性を高めるべく、「全国歯科衛生士教育協議会」主催の歯科衛生士専任教員講習会を計画的に受講し、現時点で2名が取得している「専任教員認定歯科衛生士」資格の取得を目指している。

研究の活性化については、科学研究費補助金の獲得に向けて、全教員が毎年申請を行っており、補助金も毎年採択されている。また、月1回教員全員が順番に担当となり行う抄読会や学会発表前の予演会を行うことにより研究活動の活性化を推進している。さらに、毎年その年度に適したテーマを選定し企画される「体系的なFD・SD」を学内で開催するほか、学園主催や学外の研修会にも積極的参加を促している。

事務職員と教員は連携を密にし、学生への多面的な支援を迅速に行い、学内のあらゆる事項について情報を共有しているほか、全教職員が協力して学生の学修成果の獲

得が向上するよう教職協働のもとに学生支援に取り組んでいる。他養成校との差別化を図るため、令和4年度に「専任教員認定歯科衛生士」資格を取得している教員を特任教授として再任用した。また、令和4年度に矯正歯科を専門とする教員、令和5年度に小児歯科を専門とする教員を獲得し、教育の質の向上が得られている。

人事考課は、毎年中間面談と年度末面談の2回実施され、教育、管理・運営、研究、臨床および社会活動等あらゆる方面から業績評価を行い、短大運営の活性化を図っている。

環境整備については、駐輪場は現在も建物入り口に近い1ヶ所に集中して利用されているが、正しい駐輪の仕方を指導することにより以前より改善された。また、学生の部活動（短大のみの部）や放課後活動の場については、学生の要望により設置された「ダンス愛好会」のために大きな鏡を設置した練習場の利用時には空調の管理等の配慮を行っている。また、放課後活動の場については、各階のトイレの前や校舎エントランスに新しく休憩スペースを設置し、学生に利用されている。

1階エントランスならびに学生ホールに設置されている大型モニターについては、かなり老朽化しているので今後は廃棄にむけて検討していく必要がある。以前学生の連絡用に使用していた電子掲示板は令和4年度に学内ICT環境改善のためにMicrosoft 365を導入した際に廃止されている。Moodleを用いたe-learning教材については少しではあるが蓄積されている。また、タブレットやパソコンの購入支援は行えていないが、簡単な手続きで貸し出しができる状況にある。

外部資金確保として、学長のもと設置された教員業績推進部会を中心に全員が科学研究費補助金の申請書を作成後、ブラッシュアップを行い、令和3年度は新規に2件（基盤B1件と萌芽研究1件）、令和4年度は新規に3件（基盤C2件と萌芽研究1件、令和5年度は新規に2件（基盤C2件）を獲得している。また、文部科学省が2021年度より実施した「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」（専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証）において、「With コロナ/人生100年新時代における歯科衛生士養成専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証事業」に参画し、高校への出前講義や本学でのインターンシップなどを行い、歯科衛生士という職業の重要性を伝え、令和元年（75%）、令和2年（58%）であった入学定員充足率は、令和3年（75%）、令和4年（84.5%）、令和5年（80%）と80%前後の充足率となっている。さらに、令和5年度に厚生労働省補助事業「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」に採択され、マネキン実習室並びに歯科診療実習室の液晶モニターの整備、口腔内スキャナーやホワイトニング照射器など新たな歯科医療機器を導入し、教育環境の充実化が図られている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

専任教員の養成として、口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修は、本学のFD研修や学園および外部の研修受講FDなど引き続き計画していく。

環境整備については、来年度の7月から新校舎が竣工となるため、それまでの間、駐輪場の整備は経費をかけずに引き続き学生への指導を行い、景観面に留意することとする。また、学生の部活動（短大のみの部）や放課後活動のコミュニティスペースが

不足している件においても、新校舎ができることから経費をかけずに学生が快適となる環境作りを引き続き計画する。

大型モニターについては、短大は令和 7 年 8 月に新校舎への移転を予定しているため、廃棄について検討を進める。e-learning 教材については引き続き少しずつでも蓄積を行っていく。貸し出し用のタブレットやパソコンについては、貸し出し状況に応じて必要ならば台数を増やすことを検討する。

本学が独立した運営を可能とする財政を維持するためには、入学定員の充足が喫緊の課題である。公式インスタグラムやホームページ、Tik-Tok などの SNS を利用した広報活動を在校生と共に行い、フォロワー数の増加を図り、本学の魅力を広く宣伝する。採択された厚生労働省補助事業にて、歯科衛生士をサポートし、歯科衛生士の地位向上を行う。現在参画している文部科学省事業を事業期間終了後も継続し、高校生に歯科衛生士という職業の重要性を伝え、受験生獲得に繋げ、定員充足を図る。また、安定した科研費獲得を継続できるよう、学長のもと設置された教員業績推進部会を中心に、全員が科学研究費補助金を申請する。

基準Ⅳ

リーダーシップとガバナンス

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、平成 27 年から前任の理事長の後を継ぎ理事長職にあり、本学の建学の精神、教育の理念の内容を十分理解している。これまで、九州大学において教授、病院長、理事・副学長を歴任した経験、日本私立大学協会の常務理事としての経験等により、教学および法人経営について豊富な経験を有しており、学園の発展に大きく寄与している。

理事長は、建学の精神（使命・目的）達成に向け、理事長の主導によって策定した「福岡学園第四次中期構想」を実現するため、毎年 11 月の理事会・評議員会に年度ごとの「予算基本方針」を提案するとともに、3 月には「事業計画」、「予算」を確定している。また、その実績・進捗状況等を 5 月の理事会・評議員会で「事業報告書」、「決算」として報告し、意見を求めている。毎年行われる理事長年頭挨拶の中で、当該年に

重点的に実行すべき事項を重点項目として全教職員に周知し目標の実行を促している。また、教授、准教授、講師、課長等約 160 名で構成する朝食会を年 3 回開催し、理事長が直接、学園の現状・課題等について説明し、教職員の理解・協力を求めている。その他、本学の研究活性化への取り組みとして、年に一度教授を対象に理事長による面談を実施している。面談では、学科所属の教員の研究進捗状況および指導状況を確認することで、研究意識の向上を図っている。また、本学においては、理事長、事務局長および短大全教職員が出席し、月 1 回開催される短大運営会議で必要な協議等を行っている。

理事長の職務は「寄附行為」第 11 条「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、理事長のみに代表権を付与している。学園の代表者である理事長は、学園全体の統括者として教学組織を含む学内諸機関の健全運営を基本的な役割としている。

本学園では、監事の監査を受けた決算および事業の実績（収支決算書、貸借対照表および事業報告書等）を毎会計年度終了後の 5 月に、理事会に諮り、評議員会で意見を求めている。

「寄附行為」第 16 条第 2 項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」の規定により、理事会は本学園の最高意思決定機関として機能している。理事会は、理事長が招集し、理事総数の過半数以上の出席により成立し、理事長が議長を務めている。迅速な意思決定をするため、原則 8 月を除き毎月開催するほか、必要な場合は臨時でも開催している。理事会では、寄附行為・学則の変更、予算・決算、事業計画、教授・准教授の採用、規程の改廃等重要事項の全てを決定している。学園組織と教学組織の意思疎通、意思統一を強化するため、理事会、評議員会（備付-規程集 3）に提案・報告する全ての議題事項は、常任役員会（月 2 回開催）（備付-規程集 5）、学園連絡協議会（月 1 回開催）で協議、審議している。なお、理事長の意向により学園の意思決定を教職員全員に迅速に周知、徹底するため、理事会・評議員会の議事録は学内 LAN を利用した電子掲示板で開示している。

本学の第三者評価に関する事項については、管理運営、財務状況に関する報告は所管事務課を通して、理事にも報告されており、教育研究活動についても、常任役員会、学園連絡協議会、理事会への報告を逐一行うことで、学外理事の助言を得ることとしており、学外理事は第三者評価の役割を担っている。

本学の発展に欠かせない学内外の情報収集（本学、文部科学省、日本私立振興・共済事業団、他の短期大学等の情報）は、理事長・常務理事・歯科大学長・看護大学長・短大学長だけでなく、学園の中長期計画の企画・立案等を担当する企画課や財政の中長期計画、財務分析を行う財務課が行い、長期財政推計等を作成している。このうち重要情報については、常任役員会、学園連絡協議会、理事会で報告するとともに、必要に応じて規程の制定や改正等の対応案を事務局で作成し、常任役員会、学園連絡協議会の審議を経て理事会で決定している。

このように、理事会は、本学が教育研究機関としての使命を果たすため、経営責任の視点に立って短大運営の重要事項を審議・決定するとともに、学校教育法、私立学校法を始めとする法令等を遵守して本学の運営に当たっており、法的な責任があることを

十分認識している。

理事会は、学校法人および短期大学運営に必要な組織・総務関係、人事・給与関係、財務関係、教学関係の諸規程を整備し、学内 LAN を利用して、教職員全員が自由に諸規程を閲覧し、確認遵守することができるようにしている。学校法人の運営および本学の運営に関わる規程の制定・改廃にあたっては、必ず理事会での議決を行っている。

理事の選任に関しては、「私立学校法」第 38 条および「寄附行為」第 6 条の規定に基づき必要の都度、適切に行っている。令和 5 年 8 月の役員改選後の理事会の選出条項ごとの構成は、福岡歯科大学長、福岡看護大学長、福岡医療短期大学長各 1 人（寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号該当）、評議員より 4 人（同第 2 号該当）、学識経験者より 4 人（同第 3 号該当）の計 11 人である。また、経歴ごとの構成は、大学等教育経験者 6 人、大学等管理経験者 1 人、行政経験者 1 人、学識経験者 2 人、県歯科医師会会長 1 人で、いずれの理事も識見が高くかつ判断力の優れた人物である。理事には、理事長のほか、前述の歯科大学長、看護大学長、短大学長、並びに事務局長が含まれていることから、建学の精神は十分理解されている。

学校教育法第 9 条（校長および教員の欠格事由）の規定は、「寄附行為」第 10 条第 2 項第 4 号に準用されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、本学が教育研究機関としての使命を果たすべく経営責任者の視点に立って短期大学教育の向上・充実を目指しているが、短期大学を取り巻く環境が徐々に厳しくなっていく中で、法人全体の管理運営体制を一層強化していかなくてはならない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、年初めに法人の各大学に勤務する教職員を一堂に会して年頭挨拶を行うと同時に当該年の取り組むべき項目である重点項目について講話を行っている。また、三大学すべての教授と理事長面談を実施し、教育研究等に関し、話をする時間を設け、適切な助言を行っている。

理事長は、新キャンパス整備計画や財政面での改善策を立案する等、学園の発展が持続するよう常に尽力している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有して

- いる。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、本学の運営全般にリーダーシップを発揮し、ガバナンス体制の充実を図っている。組織面では、「福岡医療短期大学教授会運営規則」において教授会を学長の諮問機関として位置づけ、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、小児外科学を専門として、前任の九州大学では、教授として教育・研究・臨床に携わり、多くの教室員・学生を指導してきた。学会活動では、日本小児外科学会、日本外科学会、日本周産期新生児医学会、日本小児血液・がん学会等で理事長、理事、評議員など、審議会活動では、厚生労働省「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」委員、日本学術振興会科学研究費専門委員会委員、厚生労働省「疾病・障害認定審査会 身体障害認定分科会」委員などの要職を歴任した。また、社会的活動では、国際協力機構（JICA）、国際開発救援財団（FIDR）、ジャパンハート等の医療ボランティアに携わり、開発途上国の医療を満足にうけることのできない子どもたちに高度な医療を届ける活動を行っており、厚生労働省難治性疾患政策事業においては、研究代表者（班長）として指定難病や小児慢性特定疾患の新規認定、啓発活動、疫学研究に従事している。さらに国際支援活動として、短大教員や専攻科生もボランティアとして同行し、開発途上国での小児の外科手術のみならず歯科医療の支援活動も開始した。

学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進すべく、教員の質の向上に向けてFD研

修会の計画・実施、毎月1回順番で教員が担当し、英文論文による抄読会を開催する等、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、学則第33条に基づき「福岡医療短期大学学生懲戒手続規則」を制定し、懲戒の手続きを定めている。

学長は、校務をつかさどるために、学科長を任命し、指導・監督するとともに、教職員との密なコミュニケーションを図るよう努めている。また、教員の業績評価についての規程を設けるなど、人事考課制度を導入している。

学長は、「福岡医療短期大学学長等の選任等に関する規則」により、人格高潔で学識にすぐれ、大学運営に関し識見を有する者として認められ、理事長が福岡歯科大学長と協議したのち理事会の議を経て選出され、学則第12条の2に規定された職務を遂行している。

学長は、学則第41、42条に則って本学の重要事項を審議する機関として教授会を位置づけ、その議長となり、十分に現状を把握した上で、適切な教学運営が行われるよう問題を提起し、審議を求めるなど、常により良い学修成果を獲得するために教育改革を推進し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、教授会に意見を述べる事項について、通常1週間前には予定議題を通知後、会議当日に資料を配付している。教授会において諮る審議事項や報告事項については、教授会の下に設けられた各種委員会や学園本部からの申し出を中心に整理し、教授会に提示している。

学長は、教授会を「福岡医療短期大学教授会運営規則」に基づいて開催し、学生の入学、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、意見を聴取したうえで決定している。

学長は、学則第41、42条および「福岡医療短期大学教授会運営規則」に基づき教授会を開催している。教授会は、原則毎月1回、その他必要に応じて随時招集している。学園の当面する諸課題等についての協議をする必要がある場合は、その規則を有している。

教授会の議事録は、短大事務課において作成し、学長が構成員の中から指名した議事録署名人2名が内容を確認し、さらに構成員全員で確認を行い、教授会にて確認済の報告後、議長及び議事録署名人2名が署名し、事務課において保管している。

建学の精神、教育の理念、三つの方針を教職員と共有し、その実現のための様々な取り組みについてリーダーシップを発揮し実践している。また、福岡学園の評議員、理事でもあるため、評議員会、理事会に出席して本学の状況説明を行い、また、教職員に対し教授会や各種委員会を通して、学園の中期構想や年度毎の事業計画方針等の情報を適切に周知させている。

学長は、教授会の下に、自己点検・評価委員会、学務・FD委員会、入試委員会、教育支援・教学IR室運営委員会、国際交流推進委員会、情報図書委員会、公開講座委員会、就業力支援委員会を各委員会規則に基づいて設置し、情報図書委員会以外の委員会の委員長となっており、それぞれの委員会規則に則り、適切に委員会が運営されるよう努めている。

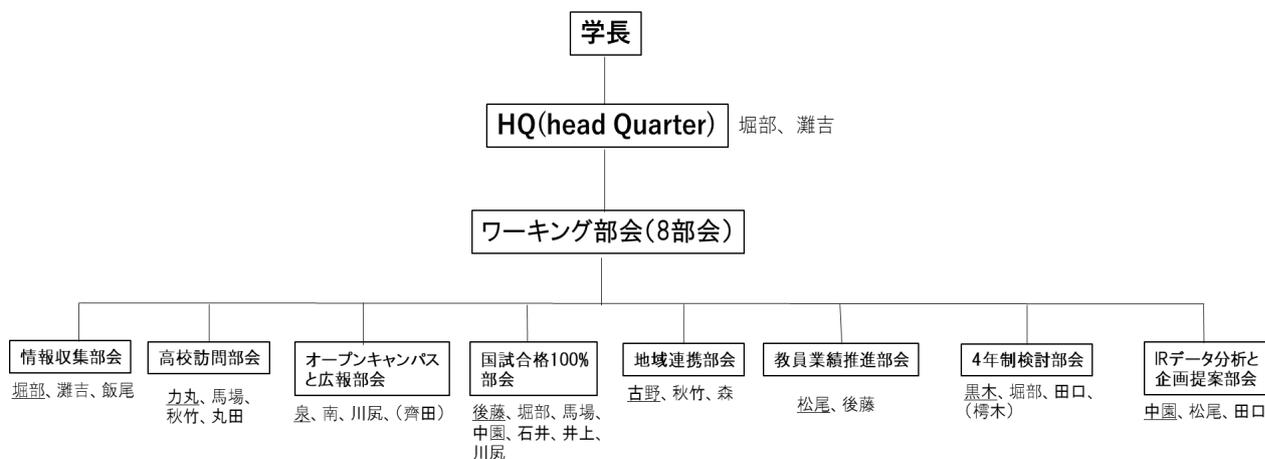
＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題＞

現状の喫緊の課題は、前回の自己点検・評価時に引き続き、近年の入学定員および収容定員未充足の改善であり、早急に学生募集活動をより活性化し、定員確保に努める必要がある。それには、よりよい学修環境をつくるための教員の資向上が不可欠であるため、質向上に向けてのFD研修会の実施や若手教員の教育研究支援を行う必要がある。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

喫緊の課題である定員充足と短大活性化に向けた各種部会（下記図参照）を設置し、学長を中心に全教職員一丸となって取り組みを進めている。また、令和5年11月に厚生労働省補助事業である「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」に選定され、学内に歯科衛生士研修支援センターを設置後、育児・介護等によって離職していた人材の復職支援や免許取得直後の新人に対するフォローアップを各種関係機関ならびに関係施設等との連携の下で実施し、歯科衛生士が自信を持って働くためのサポートを目的とした研修事業に教職員とともに取り組んでいる。また、教職員間の連絡を密にし情報共有を図るため、8時30分に朝礼および17時に終礼を毎日実施し、情報伝達の徹底を図っている。

短大活性化会議20240130



【テーマ 基準IV-C ガバナンス】

【区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況につ

いて、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準IV-C-1の現状＞

監事による監査は、2名の監事により行われる。1名の監事は週1日及び適宜（概ね週1.5日）出勤し、学園の業務執行状況および財産の状況又は理事の業務執行の状況など全般にわたって監査を行っている。また、公認会計士と監事は、年に数回監査内容についての意見交換等を行い、情報の共有化を図っている。

監事は、学内理事で構成される常任役員会（定例：月2回）、評議員会（定例：年3回）および理事会（定例：8月を除く毎月）に毎回出席して学園の運営全般に関する情報および理事会の意思の把握に努めており、11月と5月の年2回監事会を開催し、その後監査報告会において、監査結果を理事長以下常勤役員と歯科大学長、看護大学長、短大学長に報告のうえ意見を述べている。このほか監事は、文部科学省主催の「学校法人監事研修会」への参加や一般社団法人大学監査協会への入会など、私学行政の現状と課題および最新の監査事情等の把握に努めている。

監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学園の業務全般および財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行い、監査結果を「監査報告書」として毎会計年度終了後、5月末までに開催される理事会および評議員会に提出し、決算の監査報告を行っている。

〔区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準IV-C-2の現状＞

評議員会は、理事会の諮問機関として「寄附行為」第20条および24条により令和5年8月に選任された評議員25人で構成している。内訳は、法人理事長1人、歯科大学長、看護大学長、短大学長および医科歯科総合病院長の4人、法人職員のうちから4人、学識経験者および法人の設置する学校を卒業した者16人である。なお、理事の定数は10人以上17人以内で現在11人である。私立学校法第42条の規定は、「寄附行為」第22条に準用し、定例会議としては年3回開催している。諮問事項として評議員の意見を聞かなければならない案件が発生した場合は、臨時の評議員会も開催している。なお、評議員の評議員会への出席率は、令和3年度～令和5年度の実出席率平均93.4%である。定例のうち、5月には前年度の事業報告や前年度決算説明、歯科大学・看護大学・短期大学の入学状況、進学状況等が、11月には補正予算、次年度予算の基本方針等が、3月には次年度の事業計画、予算等について説明がなされ、評議員の意見を聞いている。

評議員会では、理事会において決定した案件の報告や、上記諮問事項以外の重要案件についても意見を聞いている。その他、学園広報誌の送付、入学式や卒業式の案内や5月の評議員会終了後には教職員との懇談を目的とする「ガーデン研修会」を開催しており、評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上で、それぞれの立場から意見を述べている。以上のとおり法人の評議員会は、理事会の諮問機関として適切に運営している。

【区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

情報公開に関しては、学校教育法施行規則の規程に基づき教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価にかかる情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて学内外に公開している。

財務情報に関しては、平成17年の私立学校法改正前から、学園広報誌およびホームページで、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに財産目録の概要(大科目レベル)を公開していたほか、令和元年の私立学校法改正後は、寄附行為、事業報告書、監査報告書、役員等名簿、役員に対する報酬等の支給の基準の情報も公開するとともに、請求があった場合、閲覧に供している。また、財務情報についてホームページでは一般の方にもわかり易くするため、グラフや解説付きで公開している。さらに、「事業報告書」の中でも財務の概要として資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財務比率の過去5年間の推移を一覧表で掲載し、公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

口腔医学教育の一環として、福岡歯科大学、福岡看護大学、医科歯科総合病院、キャンパス内の2つの介護保険施設など、すべての施設と協力して口腔保健・口腔介護教育を充実させている。

人事考課制度、教員の任期制により、大学運営の柔軟で多様な人事制度を構築して、活性化を図っている。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

理事長のリーダーシップの課題として、「学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、本学が教育研究機関としての使命を果たすべく経営責任者の視点に立って短期大学教育の向上・充実を目指しているが、短期大学を取り巻く環境が徐々に厳しくなっていく中で、法人全体の管理運営体制を一層強化していかなくてはならない。」とした。この件については、今後も短大の運営等について協議するために月1回開催している福岡医療短期大学運営会議に委員長として出席し、短大の現状をタイムリーに把握し、適切な助言を行っていく。

学長のリーダーシップの課題として、「近年、歯科衛生学科においても入学定員未充足の状況が続いているため早急に学生募集活動をより活性化し、定員確保に努める必要がある。また、教育指導体制の検討・改善に必要となる教員の資質の向上に向けて、若手教員の研究支援体制を整備することが必要である。」とした。この件については、[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]に記載したとおり、定員充足と短大活性化に向けて設置された8つの部会により、学長を中心に全教職員一丸となって取り組みを進めていく。

⇒改善計画の実施状況

理事長は、現在も短大の運営等について協議するために月1回開催している福岡医療短期大学運営会議に委員長として出席し、短大の現状を適時に把握し、適切な助言を行っている。また、理事長、専務理事、常務理事、各大学長、病院長、事務局長及び事務局各課の課長、課長補佐を構成員とする事務連絡会を原則月1回開催し、学園全体の業務の管理および運営を円滑にするとともに、法人及び教学並びに事務局各課における業務の緊密な連絡調整をとっている。

学長は、入学定員充足に向けて、選抜方法の変更やオープンキャンパス日程の増加等の対策を講じ、定員確保に努めている。また、教育指導体制の検討・改善に必要となる教員の資質の向上に向けての若手教員の研究支援体制の整備については、原則週1回開催される教員会で検討されるほか、定員充足と短大活性化に向けて設置された8つの部会により、学長を中心に全教職員一丸となって多様な取り組みを進めている。また、その各部会の実施状況は、前述の理事長を委員長とする運営会議にて報告している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の喫緊の課題は、入学・在学定員充足であり、充足に向けたあらゆる取組を検討・実施していく。また、今後も進む少子化や時代のニーズの変化に対応できる体制を整え、学生ファーストをモットーとした種々改善を進めていく。